

ふじのくに若い翼プラン
—第4期静岡県子ども・若者計画—

令和4年度
進捗状況報告書

令和5年10月
静岡県

言十画の体系（計画期間：2022(令和4)～2025(令和7)年度）

基本理念	基本方針	施策の展開	計画の推進
<p>すべての子ども・若者が「有徳の人」として能力を発揮できる社会の実現</p>	<p>基本方針1</p> <p>すべての子ども・若者の健やかな成長に向けた支援</p>	<p>1.1 自己形成のための支援</p> <p>1.1.1 日常生活能力の向上</p> <p>1.1.2 学力の向上と大学教育等の充実</p> <p>1.2 健康と安全・安心の確保</p> <p>1.2.1 相談体制の充実といじめ、非行の防止</p> <p>1.2.2 健康教育の推進と健康の確保・増進等</p> <p>1.2.3 被害防止等のための教育・啓発</p> <p>1.3 若者の職業的自立と就労支援、社会参画への支援</p> <p>1.3.1 職業能力の習得と就労支援の充実</p> <p>1.3.2 社会形成への参画支援</p>	<p>(1) 全庁体制による取組の推進</p>
	<p>基本方針2</p> <p>困難を有する子ども・若者やその家族の支援</p>	<p>2.1 重層的な支援ネットワークの構築とアウトリーチの充実</p> <p>2.1.1 重層的な支援ネットワークの構築</p> <p>2.1.2 アウトリーチの充実</p> <p>2.2 困難な状況ごとの支援</p> <p>2.2.1 ニート、ひきこもり、不登校などの子ども・若者の支援と子どもの貧困問題への対応</p> <p>2.2.2 障害等のある子ども・若者の支援</p> <p>2.2.3 立ち直り支援と犯罪被害者支援、被害防止と保護</p> <p>2.2.4 特に配慮が必要な子ども・若者の支援</p>	<p>(2) 社会総がかりによる取組の推進</p>
	<p>基本方針3</p> <p>夢の実現を目指す子ども・若者の支援</p>	<p>3.1 グローバル社会で活躍する人材の育成</p> <p>3.1.1 地域についての学びの充実</p> <p>3.1.2 国際交流と海外留学の促進</p> <p>3.1.3 ESDの推進</p> <p>3.1.4 専門性を高める教育の充実</p> <p>3.2 スポーツと文化芸術活動の振興</p> <p>3.2.1 競技者と芸術家の育成</p> <p>3.2.2 障害者のスポーツと文化芸術活動の振興</p>	<p>(3) 地域の実情に応じた子ども・若者育成支援体制の整備</p>
	<p>基本方針4</p> <p>子ども・若者の健やかな成長を支える担い手の養成・支援</p>	<p>4.1 多様な担い手の養成・支援</p> <p>4.1.1 指導者や協力者等の養成</p> <p>4.1.2 学生ボランティア、青年ボランティアによる相談・支援</p> <p>4.2 教員の資質能力の向上</p> <p>4.2.1 授業力の向上</p> <p>4.2.2 生徒指導力の向上</p>	<p>(4) 数値目標（指標）の設定と進捗管理</p>
	<p>基本方針5</p> <p>子ども・若者の健やかな成長に向けた社会環境の整備</p>	<p>5.1 地域、学校、家庭の連携と子育て支援の充実</p> <p>5.1.1 家庭教育支援</p> <p>5.1.2 地域づくりの推進と地域全体で子どもを育む環境の整備</p> <p>5.1.3 子育て支援の充実</p> <p>5.2 良好な社会環境の整備</p> <p>5.2.1 社会環境の整備</p> <p>5.2.2 ネット依存や依存症等への対応</p>	

目 次

1	作成の趣旨	1
2	数値目標（指標）及び主な取組の区分	1
3	数値目標（指標）の達成状況の概要	2
4	主な取組の進捗状況の概要	3
5	進捗の詳細	
	基本方針1 すべての子ども・若者の健やかな成長に向けた支援	
1.1	自己形成のための支援	4
1.2	健康と安全・安心の確保	15
1.3	若者の職業的自立と就労支援、社会参画への支援	30
	基本方針2 困難を有する子ども・若者やその家族の支援	
2.1	重層的な支援ネットワークの構築とアウトリーチの充実	37
2.2	困難な状況ごとの支援	39
	基本方針3 夢の実現を目指す子ども・若者の支援	
3.1	グローバル社会で活躍する人材の育成	52
3.2	スポーツと文化芸術活動の振興	59
	基本方針4 子ども・若者の健やかな成長を支える担い手の養成・支援	
4.1	多様な担い手の養成・支援	61
4.2	教員の資質能力の向上	63
	基本方針5 子ども・若者の健やかな成長に向けた社会環境の整備	
5.1	地域、学校、家庭の連携と子育て支援の充実	66
5.2	良好な社会環境の整備	70

1 作成の趣旨

「ふじのくに若い翼プランー第4期静岡県子ども・若者計画ー」について、その取組状況と課題を示し、今後の取組方針を整理する。

2 数値目標（指標）及び主な取組の区分

（1）数値目標（指標）の達成状況

ア 目標値及び最新の実績値を示しており、数値は、原則として2023（令和5）年3月までに公表・確定した数値である。（実績値の掲載が不可の指標は、公表予定時期を示す）

イ 目標値の見直しが必要なときは、新たな目標値を示す。

ウ 数値目標（指標）そのものの見直しを行うときは、その文言、基準値、目標値を示す。

（2）主な取組の進捗状況

以下のとおり、記号により評価し、施策ごとにまとめて掲載する。

なお、◎●の場合は、その分析をコメントとして示す。

区分	進捗状況
◎	前倒しで実施 / 想定を上回る実績・成果がある（含：見込み）
○	計画どおり実施 / 概ね想定どおりの実績・成果がある（含：見込み）
●	計画より遅れている / 想定を下回る実績・成果（含：見込み）であるため、より一層の推進を要する

3 数値目標（指標）の達成状況の概要

計画の基本方針・施策展開		目標値 以上	基準値 以上	基準値 未満	—	計
1 すべての子ども・若者の健やかな成長に向けた支援	1.1 自己形成のための支援	1	3	9		13
	1.2 健康と安全・安心の確保	3	4	2	1	10
	1.3 若者の職業的自立と就労支援、社会参画への支援	3	2	4	1	10
2 困難を有する子ども・若者やその家族の支援	2.1 重層的な支援ネットワークの構築とアウトリーチの充実	0	1	0	1	2
	2.2 困難な状況ごとの支援	4	6	2		12
3 夢の実現を目指す子ども・若者の支援	3.1 グローバル社会で活躍する人材の育成	2	4	3		9
	3.2 スポーツと文化芸術活動の振興	0	0	1		1
4 子ども・若者の健やかな成長を支える担い手の養成・支援	4.1 多様な担い手の養成・支援	1	2	0		3
	4.2 教員の資質能力の向上	0	2	0		2
5 子ども・若者の健やかな成長に向けた社会環境の整備	5.1 地域、学校、家庭の連携と子育て支援の充実	0	3	0		3
	5.2 良好な社会環境の整備	0	2	0		2
計		14	29	21	3	67
		比率 (%)	20.9%	43.3%	31.3%	

数値目標の達成状況のうち、目標値以上は14、基準値以上は29、基準値未満が21であった。比率は目標値以上と基準値以上で64.2%、基準値未満で31.3%である。また、基準値が設定されていないものについては「—」で評価した。

4 主な取組の進捗状況の概要

計画の基本方針・施策展開		◎	○	●	計
1 すべての子ども・若者の健やかな成長に向けた支援	1.1 自己形成のための支援	0	43	2	45
	1.2 健康と安全・安心の確保	3	67	1	71
	1.3 若者の職業的自立と就労支援、社会参画への支援	0	30	1	31
2 困難を有する子ども・若者やその家族の支援	2.1 重層的な支援ネットワークの構築とアウトリーチの充実	0	6	0	6
	2.2 困難な状況ごとの支援	3	74	2	79
3 夢の実現を目指す子ども・若者の支援	3.1 グローバル社会で活躍する人材の育成	1	24	3	28
	3.2 スポーツと文化芸術活動の振興	0	8	1	9
4 子ども・若者の健やかな成長を支える担い手の養成・支援	4.1 多様な担い手の養成・支援	1	19	0	20
	4.2 教員の資質能力の向上	0	9	0	9
5 子ども・若者の健やかな成長に向けた社会環境の整備	5.1 地域、学校、家庭の連携と子育て支援の充実	2	20	2	24
	5.2 良好な社会環境の整備	0	18	1	19
計		10	318	13	341
	比率 (%)	2.9%	93.3%	3.8%	

◎と○で96%以上を占め取組は概ね順調に進んでいる。●は3.8%であり、特に対面での活動を伴う取組、国際交流は依然として新型コロナウイルス感染症の影響を大いに受けている。

5 進捗の詳細

基本方針1 すべての子ども・若者の健やかな成長に向けた支援

1.1 自己形成のための支援

数値目標（指標）の達成状況

通番	施策	指標	基準値	実績値	目標値	評価
1	1.1.1.1	困っている人を見かけた際に声をかけたことがある県民の割合	(2021年度) 33.0%	(2022年度) 31.3%	40%	基準値 未満
2	1.1.1.1	人権啓発講座等参加人数	(2020年度) 18,940人	(2022年度) 18,501人	毎年度 30,000人	基準値 未満
3	1.1.1.1	人権教育に関する校内研修を実施した学校の割合	(2020年度) 小 99.4% 中 95.9% 高 94.1% 特 100%	(2022年度) 小 98.1% 中 95.8% 高 81.8% 特 100%	毎年度 100%	基準値 未満
4	1.1.1.1	「自分にはよいところがあると思う」児童生徒の割合	(2019年度) 小 83.7% 中 77.6%	(2022年度) 小学校 79.3% 中学校 78.5%	小 80.0% 中 78.5%	基準値 未満
5	1.1.1.2	1年間に文化・芸術の鑑賞・活動を行った人の割合	(2021年度) 41.6%	(2022年度) 49.7%	75%	基準値 以上
6	1.1.1.2	県内施設・大会等でスポーツをする人・観る人の人数	(2019年度) 14,344,670人	(2022年度) 10,998,365人	16,500,000人	基準値 未満
7	1.1.1.2	富士山の世界文化遺産としての顕著な普遍的価値を理解している人の割合	(2020年度) 25%	(2022年度) 22.1%	50%	基準値 未満
8	1.1.1.2	成人の週1回以上のスポーツ実施率	(2020年度) 57.7%	(2022年度) 53.1%	70%	基準値 未満
9	1.1.1.2	新体力テストで全国平均を上回った種目の割合	(2020年度) 小 52.1% 中 63.0% 高 92.6%	(2022年度) 小 20.8% 中 48.1% 高 85.2%	小 100% 中 100% 高 100%	基準値 未満
10	1.1.1.3	県民の公立図書館利用登録率	(2020年度) 49.3%	(2021年度) 49.2%	52%	基準値 未満
11	1.1.1.3	静岡県生涯学習情報発信システム「まなぼっと」ユーザー数	(2020年度) 16,355人	(2022年度) 34,068人	毎年度 20,000人	目標値 以上
12	1.1.2.2	授業にICTを活用して習熟度別学習や協働学習など専門的な指導ができる教員の割合	(2020年度) 65.7%	(2021年度) 74.1%	100%	基準値 以上

13	1.1.2.5	ふじのくに地域・大学コンソーシアム等による地域課題解決提案数	(2017～2020年度) 累計 101 件	(2022 年度) 32 件	(2022～2025 年度) 累計 100 件	基準値以上
----	---------	--------------------------------	---------------------------	-------------------	----------------------------	-------

《数値目標又は目標値の見直し》

- 6【目標値】 15,000,000 人
【理由】 新ビジョンの改定に伴う修正。
- 11【目標値】 毎年度 30,000 人
【理由】 最新の実績値が目標値を大幅に上回ったため。

1.1.1 日常生活能力の向上

1.1.1.1 人権擁護や規範意識、自他を尊重する意識と態度の育成

主な取組の進捗状況		◎	0	○	12	●	1	計					13	
主な取組と対象年代 (■核となる対象年代 □影響のある年代)								乳 幼 児 期	学 童 期	思 春 期	青 年 期	ポ ス ト 青 年 期		
1	○	「ユニバーサルデザイン出前講座」や「心のUD実践講座」の実施							□	□	□	□		
2	○	男女共同参画に関する意識啓発の推進						□	□	□	■	■		
3	○	性の多様性の理解促進を目的とした講座等の実施						■	■	■	■	■		
4	○	人権教育の手引き（人権教育指導資料）の作成・活用						■	■	■	■	■		
5	●	出前人権講座、講演会・研修会等の開催						□	■	■	■	■		
6	○	テレビ・ラジオCMの放映、SNSによる情報発信、駅や店舗へのポスターの掲示等						□	■	■	■	■		
7	○	「声かけサポーター」の養成								□	■	■		
8	○	団体等が実施する「合理的配慮の提供」の研修等への支援									■	■		
9	○	人権教育研究指定校における研究の推進と成果の普及							■	■				
10	○	教職員等を対象とした男女共同参画に関する研修の実施							■	■	□	□		
11	○	教職員等を対象とした性の多様性に関する研修の実施							■	■	□	□		
12	○	道徳教育推進を目的としたオンデマンドによる研修会の実施							■	■				
13	○	人間関係づくりプログラムの活用促進							■	■				

- ・・・5 引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染対策のため、中止や規模を縮小して開催する出前人権講座や研修会等が多く、想定どおりの実績・成果はあげられていない。

取組状況と今後の取組方針

- 1 ◇取組状況 ◆今後の取組方針
◇主に小中学生を対象にユニバーサルデザインの理念を学ぶ「出前講座」、企業・団体を対象に配慮が必要な人への対応方法を学ぶ「心のUDプラス実践講座」、県内大学生等の「ふじのくにユニバーサルデザイン特派員」によるSNSを活用した情報発信等を実施している。「困っている人を見

	<p>かけた際に声をかけたことのある県民の割合」は減少傾向にあり、ユニバーサルデザインを実践する人を増やすことが必要である。</p> <p>◆ユニバーサルデザインの理念普及や実践促進を図るため、引き続き、出前講座を実施するとともに、配慮が必要な人への対応方法を実技を交えて学ぶ「心のUDプラス実践講座」の受講者拡大のため、動画教材を充実させる等の取組を行っていく。また、「ふじのくにユニバーサルデザイン特派員」による情報発信を継続するとともに、UDに関する広報・啓発に当たり、県との包括連携協定締結企業などと連携していく。</p>
2 3	<p>◇「女性に対する暴力をなくす運動」期間において、パープルライトアップの実施、パープルリボンの着用、啓発展示等を行った。また、性暴力被害者支援者養成研修公開講座を開催した。性の多様性理解促進のため、講座等による啓発のほか、性の多様性を認め合う環境づくりの具体的な取組として3月にパートナーシップ宣誓制度を開始した。制度開始を契機に、一層の理解促進を図る必要がある。</p> <p>◆引き続き「女性に対する暴力をなくす運動」等において、市町・協力団体と連携したパープルライトアップや展示等を行い、性差別に基づくDVやセクシュアルハラスメント等の暴力を許さない社会意識の醸成を図る。また、性の多様性の理解促進のため啓発や研修を引き続き実施するとともに、パートナーシップ宣誓制度の周知や宣誓者が利用できるサービス拡充に向け、市町や民間事業者等に対する啓発等に取り組む。</p>
4	<p>◇「人権教育の手引き」の配付や、人権教育用教材の活用、(公社)静岡県私学協会における人権教育研修会の実施により、人権教育の促進を図った。</p> <p>◆今後とも、国や関係機関と協力して、人権教育の推進に努める。</p>
4 5 6	<p>◇新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、感染対策として、会場開催だけでなくZoom配信やアーカイブ配信といった新たな開催方法も導入している。一方で、引き続き、中止あるいは規模を縮小して開催する啓発講座等もあり、想定どおりの実績を上げることができていない。</p> <p>◆引き続き、社会の状況を的確に捉えながら、県民に関心の高い講座内容を吟味するとともに、在宅等でも受講できるよう、オンライン配信を活用した講座等の開催に取り組んでいく。</p>
7	<p>◇駅ホーム等で障害者に対する声かけを行う際のコツやタイミングを習得したサポーターを養成するための講座やハンドブックの作成等を行う声かけサポーター養成事業のほか、発達障害啓発週間での各種啓発活動等を通じて、広く県民等に対する理解促進に取り組んだ。</p> <p>◆引き続き障害のある人や障害に対する正しい理解を広めるための各種啓発活動等を通じて、広く県民等に対する理解促進に取り組む。</p>
8	<p>◇「静岡県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」に基づき、障害者差別解消推進県民会議を開催し、正しい理解に資する講演会を行ったほか、障害のある人及びその障害に対する理解を深める取組に関し特に顕著な功績が認められる団体等に対し表彰を行った。(令和4年度は6団体)</p> <p>◆今後も、障害のある人や障害に対する正しい理解を広めるため、県民会議を開催するとともに、その内容のより一層の充実に努める。</p>
9 10 11	<p>◇各学校における人権教育を推進するため、人権教育担当者研修会の開催、人権教育研究指定校に対する支援を行った。また、教職員向け人権教育指導資料「人権教育の手引き」を作成、県内の学校や幼児教育施設へ配布。手引きには、子どもの権利条約や、SNS等インターネット上での人権侵害、性の多様性など、今日的な課題に沿った資料を掲載。短時間で人権教育を実施するアイデアも提示した。高等学校については、校内研修実施率を向上させるため、令和5年度から研究校に指定した上で、研究成果を他校に普及させることとした。</p> <p>◆「人権教育の手引き」の内容が学校現場のニーズに沿うよう、教職員向けに掲載内容のアンケート</p>

	を実施し、内容に反映。また、オンデマンドで開催する人権教育担当者研修会について、受講者だけではなく、校内で研修動画を共有するよう呼びかける。そのほか人権教育関連の研修内容の見直しや、高等学校において人権教育研究指定校を設置するなど、人権教育のさらなる推進を図る。
12	◇オンデマンド研修を実施し、各学校の道徳教育推進教師等が、全体計画・年間指導計画、別葉の作成と活用について理解を深め、道徳教育推進に向けた役割を知り、自覚を持つことができた。また、「人間関係プログラム」を活用し、対人関係スキルを育む取組を行った。 ◆オンデマンド研修を実施し、各学校が自校の道徳教育において、小中連携、家庭や地域連携を踏まえ、計画的に進めていけるよう支援していく。また、「人間関係プログラム」において、令和5年度から3年間で、科学的な知見を取り入れ、改訂を行う。
13	◇「人間関係づくりプログラム」冊子、ワークシートを配布し、各高校に普及を図る。 ◆引き続き「人間関係づくりプログラム」冊子、ワークシートの普及を図るとともに、義務教育課と共同で、冊子の改訂作業を進める。

1.1.1.2 自然体験・文化・スポーツ活動の推進

主な取組の進捗状況		◎	0	○	13	●	1	計					14
主な取組と対象年代								乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
14	●	指定管理者による民間のノウハウを活かした「県立森林公園」、「県民の森」の運営や自然体験プログラムの提供						□	■	■	□	■	
15	○	ふじのくに文化教育プログラムの実施						□	■	■	□	□	
16	○	富士山の日運動の推進						■	■	■	■	■	
17	○	世界遺産富士山・韮山反射炉に関する県民講座等の実施						□	■	■	■	■	
18	○	しずおかスポーツフェスティバル、県民スポーツ・レクリエーション祭の開催						■	■	■	■	■	
19	○	総合型地域スポーツクラブ間の情報交換等を行う交流事業の実施							■	■	■	■	
20	○	親子運動遊びプログラムの普及啓発						■					
21	○	ふじのくに茶の都ミュージアム 小中学校等の施設利用や体験学習の積極的な受入							■	■	■	□	
22	○	高等学校文化連盟と連携した高校生の文化活動の推進								■			
23	○	スポーツ人材バンクの利用による地域人材の活用促進								■			
24	○	「新体力テスト」、「体力アップコンテストしずおか」の実施							■	■			
25	○	青少年団体に対する活動支援（次代を担う青少年育成事業）							■	■	■	■	
26	○	静岡県青少年育成会議による健全育成に係る県民運動推進事業							■	■	■	■	
27	○	青少年教育施設の管理・運営・指導						■		□	□		

●・・・14 新型コロナウイルス感染症の影響により縮小傾向が続いている

取組状況と今後の取組方針

14	<p>◇取組状況 ◆今後の取組方針</p> <p>◇目標: 自然ふれあい施設における指定管理者が実施する自然体験プログラムの回数180回/年度 県有自然ふれあい施設の管理のほか、指定管理者等民間のアイデアを活用して様々な自然体験プログラムを実施した。新型コロナウイルス感染症の影響により多くの行事が中止や規模縮小となったが、参加者は徐々に回復傾向にある。</p> <p>◆指定管理者と連携し、感染症対策を取りながら、自然観察や木工体験等コロナ禍で中止していた自然体験プログラムの充実を図るほか、情報発信を強化して参加を促進する。</p>
15	<p>◇「ふじのくに子ども芸術大学」では、令和4年度に29講座を実施し、657人の児童・生徒が受講したほか、「子どもが文化に触れる機会創出事業(音楽プログラム・演劇プログラム)」では、7,873人の参加があった。</p> <p>◆子ども向け事業の全てを1つのプログラムとして体系付けた「ふじのくに文化教育プログラム」冊子を作成して学校に提供し、学校現場との連携を密にすることにより、児童・生徒の受講、参加を増やし、子どもが文化と出会う機会の充実を図っていく。</p>
16 17	<p>◇令和4年度の富士山世界遺産センターの来館者数は12万984人で、前年度に比べ1.36%増加したものの、目標値の30万人は下回った。富士山・韮山反射炉に関する県民講座等の受講者数は、対面開催に加えオンライン配信を進めたことにより、前年度に比べ1.73%増加の6,951人で、目標値の7,000人に近い受講があった。</p> <p>◆富士山世界遺産センターでの研究・展示を充実させることにより、富士山の世界文化遺産としての理解を促進していく。併せて、富士山麓の周遊促進の取組と連携し、世界遺産センターや構成資産への来訪者増加を目指していく。また、出前講座・県民講座の開催、オンライン配信、PRイベントの実施など、富士山・韮山反射炉の価値に触れる機会を幅広く提供し、文化的価値に関する知識の普及拡大を目指す。</p>
	<p>◇令和3年度は、年度中盤までは新型コロナ感染拡大に伴う緊急事態宣言の発出等による外出自粛要請、スポーツ施設等の臨時休館、イベント等の開催制限によりスポーツをする人・観る人にも制限が掛ったが、年度後半以降は感染症対策を徹底したうえで施設利用やイベント等を実施する方向に変化してきた。</p> <p>◆ラグビーワールドカップ2019開催後3年間で築いた競技団体との関係等を活かし、官民連携した合宿等誘致のための仕組み作りを推進します。また、MTB国際大会を継続的に開催すると共に、新しい推進組織を立ち上げ、東京2020オリンピック・パラリンピックにおける自転車競技開催のレガシー推進のための基盤を構築し、地域の活性化に繋がる競技大会の誘致開催に取組んでいく。</p>
18 19 20	<p>◇令和4年度の成人の週1回以上のスポーツ実施率は53.1%と前年度より4.1ポイント減少した。県民がスポーツに親しむ機会を創出するため、県スポーツ協会と連携し、交流会や研修会などを実施し、総合型地域スポーツクラブ等の活動支援を行った。また、県、市町、関係団体が実施した多様な年代が参加できるイベント数は382回と前年度より188回の増となった。</p> <p>◆引き続き市町、関係団体と連携して県民が気軽に参加できるニュースポーツのイベント等の開催や広報を充実させるとともに、実施率が低い世代を主な対象とした取組を展開していく。</p>
21	<p>◇ふじのくに茶の都ミュージアムは、小・中学校等が行う施設見学や体験学習を積極的に受け入れており、令和4年度においては、合計80校を受け入れた。また、「教員のための博物館の日」を令和4年7月に初めて実施し、県内小中高等学校教師9人が参加した。さらに、「栄養教諭等食育担当者研修会」と「食農体験学習指導者育成講座」を県教育委員会等と共催し、更なる施設利用の促進につながるよう取り組んだ。</p>

	◆今後も取組を継続し、更なる利用促進を図る。
22	◇高等学校の文化部活動に外部指導者を派遣する文化の匠事業で、125人、86校、126部活に講師を派遣し、部活動の活性化、本県の高等学校の文化活動の充実を図った。全国総合文化祭に本県から19部門78校、356人が参加した。書道、放送、新聞、将棋、日本音楽、百人一首の6部門で8団体、1個人が上位入賞を果たした。高等学校文化連盟と連携して県高等学校総合文化祭を開催している。 ◆「文化の匠」を活用している多くの学校から、指導時間数と外部指導者の加増を求められている。講師が高齢で今後も継続した指導をお願いできるかどうかわからない部もあり、人材の確保も課題である。部活動の地域移行について、中学校の部活動、高校の運動部活動の関連部署と連携を取りながら整備を進めていく。
23 24	◇体力アップコンテストについては、令和4年度、新規部門としてアイデア勝負部門をつくり、各学校や学級で取り組んでいる体力向上に係る取組等の紹介を募り、県内の学校に周知した。また、しずおか元気っ子Labのふじさんプログラムを拡充し、ダンス動画を追加した。このダンス動画の活用の推進を図り、運動に対する意識の高まりを目指す。 ◆新体力テストの実施にあたり、指導ポイントシートの活用周知を図り、正しい測定方法のもと、記録が正確に把握できるようにする。体力アップコンテストは、引き続きアイデア勝負部門の募集を行い、各学校での取組の横展開ができるようにする。ダンス動画の周知をし、活用について、実技指導者の協力のもと、活用促進が図られるように調整する。
25 26	◇県内の青少年団体4団体に青少年指導者育成事業のための補助金・委託金を交付し、青少年指導者の確保を行った。青少年育成県民運動推進事業費補助金として、青少年育成会議の正会員8団体に補助金の交付を行い、青少年の健全育成を図った。 ◆引き続き、青少年指導者育成事業のため県内の青少年団体に補助金・委託金の交付を行い、青少年指導者の確保と資質の向上を図る。また、青少年の健全育成活動を行う青少年育成会議の団体より申請があれば補助金の交付を行う。
27	◇令和2年～4年度は、新型コロナウイルス感染症のまん延、学校行事の短縮化等の影響を受け青少年教育施設における利用者数は激減した。今後は、社会の状況に対応して施設の運用を行い、年間延べ13万人の利用者を見込む。また、子どもの特性を考慮しつつも成長を促すような自然体験活動の提供をし、施設利用の満足度の向上につなげる。 ◆基本的に常時、野外活動時等の安全管理体制の確認や、指定管理施設のモニタリングを定期的に行い、管理運営業務の履行状況の確認とその結果に基づく指導を行う。また、各施設の立地条件等を生かした特色ある体験活動の提供を行い、利用者(子ども)の目的や特性にあった効果的な活動を推進し、利用団体数の増加や満足度の向上につなげる。

1.1.1.3 読書活動と生涯学習の推進

主な取組の進捗状況		◎	○	●	計					
主な取組と対象年代						乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
28	○		子ども読書アドバイザーを活用した乳幼児期やその保護者への読書活動の推進		8	■	□	□	■	■

29	○	成長過程に応じた読書ガイドブック作成・配付	■	■	■	■	■
30	○	高校生を対象としたビブリオバトルの開催			■	□	□
31	○	学校図書館の機能強化と活用推進		■	■		
32	○	静岡県生涯学習情報発信システム「まなぼっと」の運営	■	■	■	■	■
33	○	県立中央図書館（子ども図書研究室）を中核とした県内図書館、子どもの読書活動に関わる団体等の支援	□	□	□	□	□
34	○	県内図書館職員を対象とした研修の開催、運営相談	□	□	□	□	□
35	○	老人クラブと連携した世代間交流の促進	■	■	■		

取組状況と今後の取組方針

28	◇取組状況 ◆今後の取組方針						
29	◇読書ガイドブックを対象となる全ての子供や保護者に配付するとともに、子ども読書アドバイザーの養成講座を開催し、新たに37名のアドバイザーを養成した。また、読書アドバイザーフォーラムにて活用モデル事業の紹介をしたり、高等学校ビブリオバトルの実施をしたりするなど、生涯を通じて読書に親しむ習慣の確立に取り組んだ。						
30	◆課題となっている乳幼児期の読書活動を推進するため、子ども読書アドバイザーの資質向上と市町での活用を推進し、親子読書の理解の促進、幼稚園・保育所・認定こども園における読み聞かせの充実を図る。また、不読率の高い中高生世代に対しては、高等学校ビブリオバトルを軸として、高校生の本に対する興味や関心を高め、表現力を磨くとともに、自主的に読書活動に取り組む気運を醸成する。						
31	◇情報発信総数及びユーザー数は増加しているが、認知度向上のため、YouTubeによる紹介動画の発信や、リーフレットの鉄道駅への配架等による広報を実施した。また、令和4年度に行った県政モニターでは、「まなぼっと」を知っている方が令和2年度よりも2.9%増加し、全体の6.9%の方が知っていると回答しており、認知度が少しずつだが上がってきている。						
32	◆「まなぼっと」にしかない情報発信の強み(教育委員会が運営しているという安全性及びSSL認証によるSEO対策(検索エンジン評価等))を情報提供者(他部局、市町、民間等)へ周知し、新規情報提供者を獲得していく。また引き続き、積極的に広報活動を行い、地域全体の情報量を増やしていく。今後も、現登録団体との連携を大切に、「まなぼっと」への掲載メリット等をSNSや紙媒体を利用し、広報を行っていく。						
33	◇県内図書館に対しては、巡回車による定期訪問等、図書館運営の振興に資する助言や情報提供を行った。また、静岡県読書推進運動協議会や静岡県読み聞かせネットワーク等との連携を通じて読書活動の推進を図った。「県民の公立図書館利用登録率」は、県内図書館への支援等に取り組んだ結果、昨年度とほぼ同様の実績値となった。						
34	◆引き続き、県内図書館に対する巡回車による定期訪問等、図書館運営の振興に資する助言や情報提供を行っていく。また、静岡県読書推進運動協議会や静岡県読み聞かせネットワーク等との連携を通じた読書活動の推進を図り、「県民の公立図書館利用登録率」の向上に努めていく。						
35	◇静岡県老人クラブ連合会に加入している各市町老人クラブ連合会や静岡県老人クラブ連合会に加入していない静岡市老人クラブ連合会が、ふじさんっこ応援隊と連携し、「ものづくり」や「子育て支援拠点訪問」などを通じて、地域における子どもとの共通体験づくり活動を行っている。また、他地域における活動の参考とするため、活動状況をホームページ等で紹介している。						
	◆高齢者が人生の中で培った豊かな知識や経験、知恵を子育て家庭に向けた支援に役立てるため、老人クラブ連合会を中心に団塊の世代など、その特技や技術を活かした子育て支援活動に関						

わる担い手を掘り起こし、地域における高齢者と子どもの交流活動の定着を図っていく。引き続き、活動状況をホームページ等で紹介し、他地域における活動の参考にしていく。

1.1.2 学力の向上と大学教育等の充実

1.1.2.1 新学習指導要領の実施

主な取組の進捗状況		◎	○	○	●	○	計					
主な取組と対象年代							乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
36	○	「社会に開かれた教育課程」の実施							■	■		
37	○	教員対象研修の実施 推薦研修「主体的・対話的で深い学び」を支える授業研究（令和6年度まで）（小中・高校・特支）／高等学校定期訪問（高校）／教育課程研究集会（高校）／年次別研修（教科別研修）（小中）／各教科に関する希望研修（小中）／特別支援学校定期訪問（特支）							■	■	□	□

取組状況と今後の取組方針

36	◇取組状況 ◆今後の取組方針 ◇県は（公財）県私学協会に対し、私立学校教職員研修費を助成し、教科専門部会における教育課程やシラバスの編成に向けた研修を支援している。 ◆今後とも、教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの学校教育の実践や蓄積を活かし、子供たちが社会を切り拓くための資質・能力向上を一層確実に育成する。
36	◇学習指導要領の円滑な実施とともに授業改善を推進するため、教師用指導資料「自分ごと（自分の事）として学ぶ子供」を「GIGAスクール構想」と「学習指導要領の趣旨の実現に向けた個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に関する参考資料（令和5年3月版）」「ふじのくに「有徳の人」づくり大綱―誰一人取り残さない教育の実現に向けて―」を踏まえて改訂した。 ◆改訂した教師用指導資料「令和版 自分ごと（自分の事）として学ぶ子供」を研修会や学校訪問等において有効に活用し、具体的な子供の姿を通して伝えることで理念等のさらなる周知・浸透を図り、学習指導要領の円滑な実施と授業改善を推進していく。
37	◇公立高等学校の教務主任を対象とした悉皆研修を年1回行うとともに、県内を9地区に分け実施している地区教務主任研修会に参加し、新学習指導要領実施について、指導・助言を行った。昨年度は学習評価に関する研修を中心に行った。 ◆引き続き悉皆研修や地区教務主任研修会を実施し、各校の工夫や課題を情報共有しながら、各校のカリキュラム・マネジメントの推進を図っていく。
37	◇学習指導要領の内容を踏まえた学習計画や目標の設定に取り組み、授業づくりや特色ある学校づくりに取り組んでいる。学習内容における個々の目標については、個別の指導計画に基づき児童生徒の各発達段階に応じた目標設定および評価に取り組んでいる。個別の指導計画作成において教

	<p>員が共通理解をして授業を実施するために大きな労力がかかっていることから、個別の指導計画を司る教務主任や学年主任に研修の必要が求められている。</p> <p>◆個別の指導計画作成時における児童生徒の実態把握の仕方や実態に基づく目標設定などについて、視点や考え方を整理できるよう、「標準様式」と「記入のポイント」を示し周知している。また、教務主任や新任学年主任の研修会の機会に、大学の先生から学校目標及び学部目標と各教科の年間指導計画の作成について、また、年間指導計画と個別の指導計画とのつながりについて講義をいただいている。今後もこうした取り組みを継続していく。</p>
37	<p>◇小・中学校、高等学校、特別支援学校の教員が一同に介し、「主体的・対話的で深い学び」について長期的な視点で捉える研修を実施した。高等学校では、教育課程研究集会で所管事項の説明、教育課程研究委員の研究成果の発表を行った。また、年次別研修、希望研修、定期訪問等を通じて「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進した。</p> <p>◆小・中学校、高等学校、特別支援学校の研修員に、「主体的・対話的で深い学び」の推進役としての意識をより高める研修を実施していく。高等学校では、子どもの発達を支える長期的な視点に立って資質・能力の育成を目指す「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善と観点別学習状況の評価の充実を推進する。</p>

1.1.2.2 学校教育の情報化

主な取組の進捗状況		◎	○	●	計					
主な取組と対象年代						乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
38	○	情報教育に関する研修・情報モラルに関する研修等の実施					■	■	□	□
39	○	G I G Aスクール構想と I C T機器を活用した授業実践研修（基礎編・発展編）					■	■	□	□

取組状況と今後の取組方針	
	<p>◇取組状況 ◆今後の取組方針</p> <p>◇県内の私立学校では1人1台端末整備事業、ネットワーク環境整備事業等の国庫補助制度を利用し1人1端末の整備や高速通信環境の整備をベースとして、教育の実現を支援している。</p> <p>◆今後とも、国庫補助制度を周知することで、1人1端末の整備や高速通信環境の整備を支援する。</p>
39	<p>◇ICTを活用した新たな学びの展開に向け、教育データを可視化するデジタルプラットフォームの実証や教員のICT活用指導力の向上に努めた。また、校務効率化や授業改善を目指し、出欠席の連絡や健康観察、各教科における課題提出などのデジタル化を推進した。</p> <p>◆学習指導や面談におけるデジタルプラットフォームの活用方法を検証しながら、データの可視化・分析機能の向上を進めるとともに、ICT活用指導力の向上に係る研修の見直しやICT支援員による支援体制の強化などに取り組んでいく。また、デジタル採点や旅費事務の集中化などICTの活用による校務の効率化を進めていく。</p>
39	<p>◇基礎編では、研修員とともに実際に機器を操作しながら、ICT機器を活用した授業づくりの基本的な考え方を理解する研修を実施した。また、研修員の補助要員を手厚くし、個々の技量差によって</p>

<p>研修が滞らないように配慮を行い、スムーズに研修を進めることができた。発展編では、オンラインで研修を実施し、ICT機器の活用の推進を含む研修を実施した。</p> <p>◆参加する研修員の負担を軽減するために、発展編の内容についてはオンライン形式を継続するが、より参加しやすさを出すため、発展編をオンライン編という名称に、基礎編を入門編という名称に変更する。また、他の研修でもICT機器を活用し、研修員に慣れてもらうとともに、ICT活用がより身近になるように仕掛けを作っていく。</p>
--

1.1.2.3 学校におけるきめ細かな指導の充実

主な取組の進捗状況		◎	○	●	計
主な取組と対象年代					
					乳幼児期 学童期 思春期 青年期 ポスト青年期
40	○	35人以下学級編制の完全実施			■ ■
41	○	非常勤講師の適正配置、小学校への専科指導教員の配置			■ ■
42	○	放課後学習支援の実施			■

取組状況と今後の取組方針	
	<p>◇取組状況 ◆今後の取組方針</p> <p>◇県内の私立学校へは、教育条件の維持及び向上、在学者に係る経済的負担の軽減、経営の健全性の向上を目的に経常費助成等の各助成制度を通じて、私立学校の振興を図っている。</p> <p>◆今後とも、実態調査等を行い学校運営の適正化を指導するとともに、助成事業等により各校の特色ある教育活動の展開を促進する。</p>
40	<p>◇小中学校において、静岡式35人学級編制を実施し、少人数学級によるきめ細かな指導の実現が図られている。また、小学校専科については、国の加配措置により英語専科と英語以外に加え、教科担任制の推進の方向性が示されたことから、県として加配の効果的な活用が求められている。</p> <p>◆静岡式35人学級編制における教育効果や他県の少人数学級の実施状況等について検証していく。また、優先教科を外国語、理科、算数、体育とし、小学校高学年における教科担任制を推進していく。非常勤講師については、教育の現状と課題を踏まえつつ効果的な配置を検討していく。</p>
41 42	<p>◇学校の実情に応じ、学習の苦手な生徒への補習、学習支援、進路に応じて必要な支援(就職、進学)を実施し、キャリア教育の補助として活用している。個に応じた支援が実施できている。課題として、各学校からの要望時間数が多いが、予算の関係から要望時間数を配分することができていない。</p> <p>◆引き続き、学習支援事業として、個々の生徒に対応できるよう、苦手科目に対する学習支援を実施する。演習等により深い理解をするための支援、実技等の支援による進路指導支援などを継続的に行っていく。学習への困難を感じて不登校になったり、原級留置、進路変更をする生徒数を減少させられるように効果的な配分を検討していく。</p>

1.1.2.4 特色や魅力ある高等学校教育の実現

主な取組の進捗状況		◎	○	●	計						
			0	1	0	計	1				
主な取組と対象年代						乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
43	○	オンリーワン・ハイスクール事業						■			

取組状況と今後の取組方針

◇取組状況 ◆今後の取組方針	
◇特色教育は、私立学校経常費助成で、外国人教師の雇用や、保育・看護やボランティアなどの「体験学習」、生徒指導カウンセラーや学校司書の配置などを支援している。	
◆今後とも、生徒や保護者の多様な教育ニーズに応えるため、私立学校経常費助成において特別配分枠を設け、体験学習の実施など特色ある取組を促していく。	
43	◇9、10月に中間報告会(第2回、第3回運営指導委員会を兼ねる)を行い、高校教育課によるI類指定校に対する学校訪問を行うなど、各校の事業の進捗状況を確認し適切な助言を行うと共に、各校の取組内容を他校に共有し、オンリーワン・ハイスクール事業の成果を全県的に波及させていくための取組を行った。 ◆探究学習担当者を対象とした研修会でオンリーワン・ハイスクールの研究の成果を発表し、探究的な学習やカリキュラム開発等、3年間の研究成果を他校に波及させ、全県で普通科高校の魅力化を進める。

1.1.2.5 魅力ある高等教育の振興

主な取組の進捗状況		◎	○	●	計						
			0	2	0	計	2				
主な取組と対象年代						乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
44	○	教育・研究活動のグローバルな展開、地域社会との連携強化などを支援							■		
45	○	「ふじのくに地域・大学コンソーシアム」の大学間、企業、地方公共団体、高校等との連携事業を支援							■		

取組状況と今後の取組方針

◇取組状況 ◆今後の取組方針	
44	◇大学と地域の連携による地域課題解決の取組等、ふじのくに地域・大学コンソーシアムが行う地域や企業、教育機関と連携した地域活動や教育活動を支援することにより、実績数の増加につながっている。
45	◇大学と地域の連携による地域課題解決の取組等、ふじのくに地域・大学コンソーシアムが行う地域や企業、教育機関と連携した地域活動や教育活動を支援することにより、実績数の増加につながっている。

◆引き続き、大学と地域の連携による地域課題解決の取組等、ふじのくに地域・大学コンソーシアムが行う地域や企業、教育機関と連携した地域活動や教育活動を支援する。

1.2 健康と安全・安心の確保

数値目標（指標）の達成状況

通番	施策	指標	基準値	実績値	目標値	評価
14	1.2.1.2	スクールカウンセラーへの相談件数	(2020年度) 小 57,145 件 中 54,131 件 高 5,642 件	(2022年度) 小 59,687 件 中 56,035 件 高 7,981 件	小 60,000 件 中 55,000 件 高 5,800 件	基準値 以上
15	1.2.1.4	SNSに起因する子どもの性被害防止に向けた非行防止教室の開催回数	(5年平均) 956 回	(2022年度) 1,477 回	毎年 1,100 回	目標値 以上
16	1.2.2.1	「食の都」づくりに関する表彰数	(2018～2021年度) 累計 76 個人・団体	(2022年度) 19 個人・団体	(2022～2025年度) 累計 70 個人・団体	基準値 以上
17	1.2.2.1	栄養バランスのとれた朝食をとっている幼児児童生徒の割合	(2020年度) 幼 39.1% 小 46.8% 中 47.3% 高 48.7%	(2022年度) 幼 41.2% 小 46.0% 中 48.4% 高 45.5%	幼 50% 小 55% 中 50% 高 50%	基準値 未満
18	1.2.2.2	薬物乱用防止に関する講習会未開催校数	(2020年度) 21 校	(2022年度) 0 校	0 校	目標値 以上
19	1.2.3.1	静岡県ふじのくにジュニア防災士養成講座受講者数	(2020年度) 11,048 人	(2022年度) 29,753 人	毎年度 30,000 人	基準値 以上
20	1.2.3.1	地域で行われた防災訓練への児童生徒の参加率	(2020年度) —	(2022年度) 34%	100%	—
21	1.2.3.1	刑法犯認知件数	(2020年) 15,370 件	(2022年度) 14,269 件	12,000 件以下	基準値 以上
22	1.2.3.3	労働法セミナー受講者数	(2020年度) 369 人	(2022年度) 491 人	毎年度 450 人	目標値 以上
23	1.2.3.4	消費生活相談における被害額	(2020年度) 329 千円/人	(2022年度) 395 千円/人	280 千円/ 人以下	基準値 未満

1.2.1 相談体制の充実といじめ、非行の防止

1.2.1.1 相談窓口の充実、相談支援の強化

主な取組の進捗状況			◎	○	●	計							
				0	11	0							
主な取組と対象年代													
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期						
46	○	あざれあ女性相談、男性相談の実施				■	■						
47	○	性的マイノリティを対象とした電話相談や交流会の実施	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
48	○	家庭支援電話相談の実施（子ども・家庭110番）	■	■	□								
49	○	思春期健康相談室の運営			■	□	□						
50	○	こころの健康についての電話相談の実施（こころの電話等）		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
51	○	SNSを活用したLINE相談の実施		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
52	○	市町における包括的相談支援体制・包括的支援体制構築の支援	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
53	○	不登校やニート、ひきこもり等の悩みに個別に応じる合同相談会の開催		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
54	○	子ども・若者総合相談センター（青少年センター（仮））の設置に向けた調査研究	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
55	○	総合教育センターにおける教育相談の実施	□	■	■	□	□						
56	○	少年相談の対応 ※～19歳	□	■	■	□							

取組状況と今後の取組方針

46	◇取組状況 ◆今後の取組方針
47	◇あざれあ女性相談において6,114件（電話、インターネット、面接）、あざれあ男性相談において133件（電話）の相談に対応した。また、ふじのくにLGBT電話相談において69件の相談に対応するとともに、性的マイノリティ当事者やアライ（理解者）のための交流会を県内各地で計5回開催した。困難を抱える方が相談窓口等にアクセスできるよう周知する必要がある。 ◆引き続き、あざれあ女性相談、あざれあ男性相談、ふじのくにLGBT電話相談、性的マイノリティ当事者やアライ（理解者）のための交流会を実施し、困難を抱えている方が相談しやすいよう広報等に努めていく。
48	◇中央児童相談所設置した電話相談キーステーションにおいて電話相談員による相談援助活動を実施した。ヤングケアラーへの相談にも対応できるよう相談員に対する研修を実施した。 ◆中央児童相談所に電話相談キーステーションを引き続き設置し、ヤングケアラーも含めた児童や家族に関する問題等について電話相談員による相談援助活動を実施していく。
50	◇全年齢を対象としたこころの電話相談は3,026件（前年3,114件）、39歳以下の若年層を対象とした若者こころの悩み相談は2,912件（前年3,015件）、SNSを活用したLINE相談は3,670件（前年3,658件）となった。相談内容では、こころの電話では、経済的問題及び性的問題、若者こころの悩み相談では、コロナ禍に関連した精神の健康問題、LINE相談では、異性に関する悩みが増加し

	<p>た。</p> <p>◆電話相談の件数はやや減少したが、依然として、多くの県民から相談が寄せられている。警察庁の統計によると、令和4年の県内における自殺者数は、668人と前年と比較し85人増加した。コロナ禍の長期化に伴い、自殺につながりかねない様々な悩みや不安が深刻化していると考えられるため、引き続き県民のこころの悩みに対応できるよう、相談体制の充実を図っていく。</p>
52	<p>◇市町における包括的相談支援体制の構築を支援するため、多機関の連携に精通したアドバイザーの派遣や、制度に関する市町職員向け相談窓口の設置、先進事例・課題等を共有する意見交換会を開催している。高齢者の孤立や大人のひきこもりなど、地域の生活課題は多様化、複合化していることから、地域共生社会に向けた包括的支援体制の強化が必要である。</p> <p>◆包括的相談支援体制を構築した市町の取組事例について、取組が進んでいない市町に紹介し、取組の促進を働きかけるとともに、包括的相談支援体制の核となる人材(連携担当職員)の育成を行い、市町を支援する。また、孤独・孤立対策に係る活動を実施している民間団体等の連携を促進して、官民一体となった取組を推進する。</p>
53	<p>◇R4年度「ふじのくにアイマップ」新規登録団体は5団体であった。2022年ver2を新たに作成し、県内の各機関への配布を行った。「ふじのくにアイマップ」は令和5年度末に改編を予定している(2024版)。</p> <p>◆今後も「ふじのくにアイマップ」の県内各機関への配布・周知を図り、多くの方々の相談支援へ繋げていく。また、登録団体数が着実に増えてきているため、令和5年度末の改編では、登録団体の掲載方法を整理し、より活用しやすいものへ改善していく。</p>
55	<p>◇電話相談において継続的な相談が必要だと相談員が判断した場合は、面接相談を案内し、心理職による継続的な相談対応を行った。「24時間子供SOSダイヤル」では、政令市との情報共有時の連絡系統を見直した。深刻化・複雑化する相談への対応や、支援機関への迅速な接続を図るため、令和5年度からスクールソーシャルワーカーを配置するなど、相談体制を見直した。</p> <p>◆オンライン相談の希望に応えられるよう、昨年度からの継続相談者であっても面接相談の初回に、オンライン相談が可能であることを案内するとともに、作成した電子リーフレットやカードを活用し児童生徒や保護者、教職員に相談先の周知を図る。難しい相談内容については、相談顧問の助言を受けながら対応する。なお、深刻化・複雑化している相談に対し適切な支援につなげるため、関係課と連携し、関係機関をリスト化するなど、相談体制の充実に向けた検討を進める。</p>
56	<p>◇少年サポートセンターの業務及び少年相談専用電話について、県警ホームページや各種リーフレット等で広報・情報発信を行い、県民に対して周知を図った。【少年サポートセンターでの少年相談受理件数:431件(令和4年)】</p> <p>◆少年サポートセンターの業務及び少年相談専用電話について、県警ホームページや各種広報媒体を活用した広報を行い、県民に対して更なる周知を図っていく。</p>

1.2.1.2 学校における相談体制の充実

主な取組の進捗状況		◎	2	○	4	●	0	計	6
主な取組と対象年代									
57	◎	私立学校へのスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置促進				■	■		
58	○	こころの緊急支援チームの派遣				■	■		
59	◎	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置		■	■	■			
60	○	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー合同連絡協議会の開催				■	■		
61	○	スクールカウンセラー連絡協議会の開催				■	■		
62	○	希望研修「不登校におけるチーム支援の在り方」の実施		□	■	■	□	□	□

◎・・・57 私立学校のスクールカウンセラーの配置 100%。

59 スクールカウンセラー拠点校に 12 人配置し、全校実施相談総数・・・2021 件（令和 4 年度）

取組状況と今後の取組方針

57	◇取組状況 ◆今後の取組方針 ◇令和4年度には、休校中の1校を除く全日制高校42校全校がスクールカウンセラー等の専門家を配置した。 ◆今後とも、私立学校スクールカウンセラー配置等事業費助成を通じ、豊かな知識・経験を有する公認心理師等の資格を有するスクールカウンセラーの配置を促進し、教育相談体制の一層の充実を図っていく。
58	◇学校等における危機発生時には、速やかに混乱している現場に専門職員を派遣することに加え、現場の学校職員等の対応力を平時から養うことが重要であることから、各所属における事例報告及び課題を共有するため関係各課による連絡会を実施するとともに、こころの緊急支援活動に関する基礎的な知識を習得することを目的とした研修会を実施した。 ◆令和4年度は、継続した連絡会や研修会の開催により、教職員等のノウハウの蓄積が図られていることもあり、生徒の自殺未遂等発生時における「こころの緊急支援チーム」の派遣要請はなかったが、全国の小中高生の自殺者が過去最多となるなど、危機発生リスクが高まっているおそれがあることから、速やかにこころの緊急支援チームを現場へ派遣できるような体制整備を充実させるとともに連絡会及び研修会を継続して実施していく。
59	◇スクールカウンセラーは拠点校32校に配置し、生徒へのカウンセリングの他、保護者や教職員に対する助言及び援助にも活用されている。また、スクールソーシャルワーカーは11校に配置し、配置校以外の学校には出張して業務を実施している。 ◆スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーともに予算の関係で上限時間が決められているため、効率の良い運用が求められる。一方で、生徒だけでなく、保護者や教職員からもスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーへの相談需要があるため、より活用がしやすい運用体系を考えていく必要がある。

59 60	◇スクールカウンセラー169人任用を目標にし、令和5年度は144人任用した。スクールソーシャルワーカーは60人任用を目標にし、令和5年度は53人任用した。効果的な配置計画や、人数の拡充を図るとともに、資質向上のための研修を充実させていく。 ◆スクールカウンセラーについては、中学区ごとの任用を、スクールソーシャルワーカーについては、市町の要望実現に向けて、配置拡充を検討していく。各種研修会は、検討会をもち、より効果的な研修を設け、計画的な育成を行う。
59 61	◇特別支援学校の高等部を中心に、個別カウンセリングの事例が多く見られる。相談の主な内容は「学業・進路」、「友人関係」、「家庭環境」などが挙げられる。各校において、効果的に活用されており、引き続き児童生徒への心理的安定につなげる支援が求められている。 ◆スクールカウンセラーを拠点となる12校に配置して、各校の持ち時数を決めて派遣している。カウンセラーが入ることで、担任教員に話すことが難しい話や悩みを打明ける様子も見られることから、できる限り相談時数を確保し、対応に取り組んでいく。
62	◇教育相談課の研究から得たことを研修に還元し、研修に参加した研修員が学校現場で使えたか、追跡調査を行った。また、学校での支援会議や相談場面を想定した演習を取り入れることで、会議の進め方や相談で利用できるスキルの獲得を促した。研修での時間配分や、より実践的な内容については今後も内容を検討して精査していく必要がある。 ◆研修員が、目的をもって研修を受けられるように、教育相談スキルアップ研修1～3まで設定し、研修員が各々のスキルやキャリアステージに応じて受講できるようにする。改定された生徒指導提要の内容や多様な背景に着目した学びとなるよう、研修内容を課内で十分に検討した上で、演習課題を設定し進め方を検討する。

1.2.1.3 いじめ防止対策

主な取組の進捗状況		◎	○	●	計			
主な取組と対象年代		◎	○	●	計			
					乳幼児期 学童期 思春期 青年期 ポスト青年期			
63	○	生徒指導主事研修会におけるインターネットを介した生徒指導事案に関する情報共有		■	■	■		
64	○	スクールネットパトロールの実施				■		

取組状況と今後の取組方針	
63	◇取組状況 ◆今後の取組方針 ◇「いじめ」を含む生徒指導上の諸問題を各学校の共通問題としてもとらえ、初任者教員研修会等の教員研修会において研修するとともに、生徒問題研究委員会(県私学協会)や生徒指導専門部会(県私学教育振興会)等で種々の問題を研究協議している。 ◆今後とも、・会議や協議会を通じた公私立学校の連携・生徒や保護者からの電話相談への対応・文部科学省等からの情報を各私立学校に提供・スクールカウンセラー等の配置に対する経済的な支援 等により、いじめの未然防止、早期発見・早期対応につながるよう働きかけや支援に努める。
63	◇学校を対象とした生徒指導研究協議会において、スクールロイヤーから法に基づくいじめの認知や

	<p>組織対応について講義を実施した。参加者は各校の生徒指導主任や主事であることから、各校での伝達を期待する研修であったが、参加者同士による協議時間がなかったため、担当者が内容をどこまで理解できたかという課題が残った。</p> <p>◆市町教育委員会の生徒指導担当者を対象とした連絡会議において、スクールロイヤーが法に基づいたいじめの認知や組織対応について講義をする。担当者の理解を深め、学校への指導助言に生かしていく。また、市町教委主催の生徒指導研修会等にスクールロイヤーを講師として派遣し、学校を対象に講義及び協議を実施し、教職員のいじめの対応について、理解を深めていく。</p>
63	<p>◇研修会で継続して周知を図ってきたことにより、教員らの「いじめ」についての認識が変化してきていると感じる。また、いじめ対策組織を校内で招集し、組織的な働きかけを行うよう繰り返し伝えてきたことで、令和3年度は、いじめ解消率100%を達成した。今後も継続して、研修会の機会に周知に取り組んでいく必要があると考える。</p> <p>◆いじめの解消率は100%を達成したが、いじめがなくなったわけではなく、11件を認知している。また、いじめ発見のきっかけが「アンケート調査など学校の取組により発見」の項目が件数として最も多かったことなどから、各学校での対応の工夫について情報交換する機会を設けるなど、研修会の工夫について見直しを図っていく。</p>
64	<p>◇リスクレベル中・低の投稿を計655件検出した。個人を特定可能な情報、他者の情報等の書き込みで、重大な事案についての検出はなかった。学校に対し、月ごとに報告書を送付し、学校の状況について情報共有を進め、教員のネット問題についての理解を深めることができた。</p> <p>◆県内私立高校も含め実施する。令和5年度より、県立ふじのくに中学校についても対象とする。引き続き、問題の早期発見、早期解決に努め、教員の資質向上を図っていく。</p>

1.2.1.4 非行の防止

主な取組の進捗状況		◎	○	●	計					
主な取組と対象年代						乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
65	○	児童・生徒に対する非行・被害防止教室の開催 ※6～19歳				□	■	■	□	
66	○	街頭補導活動の実施等 ※～19歳				□	■	■	□	
67	○	学校警察連絡協議会の開催、スクールサポーターの学校訪問 ※6～19歳				□	■	■	□	
68	○	不良行為少年に対する継続補導等の推進 ※～19歳				□	■	■	□	

取組状況と今後の取組方針

65	◇取組状況 ◆今後の取組方針
66	◇学校と連携した非行防止教室を開催し、少年の非行・犯罪被害防止の取組を推進しました。【非
67	行防止教室開催回数：1,477回(令和4年)】学校警察連絡協議会やスクールサポーターによる学
68	校訪問活動等を通じて、学校との連携強化を図るとともに、非行少年や少年相談等で関わった少年等に対し、少年が抱える問題等の解消に向けた指導等を継続的に行った。【継続補導実施人数：121人(令和4年)】

◆学校との連携強化を図り、非行防止教室の積極的な開催等を通じて、少年の規範意識の向上に努め、非行・犯罪被害防止に向けた取組を推進する。非行少年や少年相談等を通じて把握した少年等に対し、少年が抱える問題等の解消に向けた継続補導等を推進する。

1.2.2 健康教育の推進と健康の確保・増進等

1.2.2.1 食育の推進

主な取組の進捗状況		◎	○	●	計					
主な取組と対象年代						乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
69	○					■	■	■	■	■
70	○						■	□	□	□
71	○						□	■		
72	○						■	■	□	□
73	○						■	■		

取組状況と今後の取組方針

69	<p>◇取組状況 ◆今後の取組方針</p> <p>◇食育月間(6月)、食育の日・共食の日(毎月19日)等を利用した共食の推進、栄養バランス、野菜摂取、朝食の大切さなどに関する情報発信や普及啓発、子どもを対象とした食育教室等を開催した。また、社員食堂における「しずおか健幸惣菜」の提供等を通じて、働く世代に対して、健康的な食事について啓発を行った。</p> <p>◆引き続き、食育月間(6月)、食育の日・共食の日(毎月19日)等を利用した共食の推進、栄養バランス、野菜摂取、朝食の大切さなどに関する情報発信や普及啓発、子どもを対象とした食育教室等を開催する。また、社員食堂における「しずおか健幸惣菜」の提供に向けた支援や「ふじのくに健康づくり推進事業所」に対するふじのくに健康づくりアドバイザー派遣により、働く世代への食育を推進する。</p>
70	<p>◇県産食材の魅力や、地域に根ざし、育まれてきた食文化、技術などに対する興味関心を醸成することで、未来の仕事人を育成するため、調理師等を志す学生を対象とした食の都の授業を実施し、141人が参加した。</p> <p>◆引き続き、地元の食材や食文化に対する関心を高め、愛着を持てるよう、仕事人等と連携し、「食の都」づくりを推進していく。</p>
71	<p>◇県内での県産食材の消費拡大を図るため、地産地消に取り組む企業へ広報物を提供するなど、広報支援を実施した。(18企業) 学校教諭や栄養士等を対象とした食農教育、消費者教育に関する体験講座を開催するなど、指導者育成講座等を実施した。(令和5年1月21日、28日実施) 高校生が地元食材を使った給食を考えるコンテストを7農林事務所で開催し、地場産物に対する知識を深める取組を実施した。(8月～2月)</p>

	<p>◆県内での県産食材の消費拡大を図るため、地産地消に取り組む企業へ広報物を提供する。(目標:21企業) 食農教育に関する専門的かつ幅広い知識を有する指導者育成講座等を開催する。(年1回) 高校生の地場産物に対する知識を深めるとともに、地場産物を使った学校給食を小学生に提供する。(7農林で開催)</p>
72	<p>◇家庭や学校の協力のもと、児童生徒への静岡茶の提供やマイボトル持参運動の推進により、小・中学校におけるお茶を飲む機会を提供した。また、「静岡茶講座」の開催や静岡茶食育デジタル教材の配布を実施し、静岡茶の食育の機会の提供を促進した。</p> <p>◆静岡茶の愛飲を一層推進するため、小・中学校において、家庭や地域と連携し、静岡茶を飲む機会や、茶のおいしさや機能、文化などの理解を深める食育(茶育)の機会を確保する。</p>
73	<p>◇朝食摂取状況調査による朝食の摂取率は、全体では96.6%と高い数値となっているが、栄養バランスの取れた朝食の摂取は46.1%となっており、栄養バランスの取れた朝食を摂取するよう指導を継続する必要がある。</p> <p>◆リーフレットの内容を検討して各学校がより活用しやすいようにする。リーフレットを全ての小学校5年生、中学校1年生に配布し、積極的な活用を促すとともに、学校での食育を充実させるため、栄養教諭等の研修により資質の向上を図る。</p>

1.2.2.2 健康教育の推進と健康課題への対応

主な取組の進捗状況		◎	○	○	●	計					
主な取組と対象年代				11	0		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
74	○								■		
75	○								■		
76	○								■	□	□
77	○							□	■	□	□
78	○								□	■	■
79	○							■	■	■	□
80	○								■		
81	○								■		
82	○						□	■	■	■	■
83	○							■	■		
84	○									■	

取組状況と今後の取組方針

74	<p>◇取組状況 ◆今後の取組方針</p> <p>◇保育・介護等の体験学習の促進について、周知・啓発を図る。</p> <p>◆引き続き、保育・介護等の体験学習を促進するよう、国や関係機関と協力して、周知・啓発を行</p>
----	--

	う。
75	<p>◇各学校から提出された実施報告書を見ると、子どもや高齢者の理解、コミュニケーション能力の育成、自己理解、進路意識の高揚等に役立っていることがわかる。新型コロナウイルス感染症の状況により、受入施設の確保が困難な学校は、施設長等の講話等、内容を代替して実施している。令和4年度の実施校(実施率)は、90校中48校(53.3%)。代替実施41校(45.6%)。中止1校(1.1%)。</p> <p>◆実習報告書によると、子どもとの触れ合い体験や高齢者との交流等は欠かすことができない内容であるため、今後も同様に実施していきたい。ただし、新型コロナウイルス感染症の状況により、代替での実施も可としていく。学校が実習を円滑に実施できるように、本課から関係諸機関に本事業についての理解や支援を求めている。</p>
76 77	<p>◇助産師・保健師の専門相談員や同世代のカウンセラーが相談に対応する「思春期健康相談室」により、思春期世代の健康や病気、性に関する相談に対応した。また、各健康福祉センターでは、学校からの要望に応じて、妊娠出産に関する正しい知識を提供するために出前講座等を実施した。</p> <p>◆引き続き「思春期健康相談室」により思春期世代の相談に応じる場を提供する。また、各健康福祉センターで実施する妊娠出産に関する正しい知識を提供するための出前講座も継続して実施する。</p>
78 79	<p>◇薬物や飲酒に伴うリスクに関する普及啓発のため、アルコール関連問題啓発週間(11月10～16日)において、関係機関への啓発用ポスターを配布するとともに、依存症者等に対する包括的な支援のため、依存相談、治療・回復支援事業、医療従事者向け研修及び受診後の患者支援事業を実施した。摂食障害については、摂食障害フォーラムによる正しい知識の普及や連絡協議会の開催により外来治療の充実や医療連携体制の整備を図った。家族教室や医療関係者等の研修会については、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑みオンライン開催も交えながら実施した。</p> <p>◆引き続き、医療機関や民間団体等との連携により、普及啓発、相談及び研修等、依存症の発生予防から再発予防まで各段階に応じた予防対策に取り組む。摂食障害については、県下全域拠点との連携により、情報発信、多職種による研修及び相談支援等を実施しながら、圏域ごとの地域連携拠点との連携により、地域医療連携体制の構築に向けて取り組む。</p>
80 81	<p>◇保健所職員が学校に出向いて高校生向けの思春期講座を開催し、講義やデモンストレーションを通じて性感染症に関する正しい知識の普及啓発を図っているが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、エイズピアカウンセラー養成講座の実施を見送った。同様にHIV、梅毒等性感染症の検査についても一時検査を縮小する等、影響を受けた保健所もあった。</p> <p>◆引き続き、保健所を中心に、中高生を対象とした思春期講座、エイズピアカウンセラー養成講座を開催し、正しい知識の普及啓発を図るとともに、HIV等の検査・相談体制の充実と周知を行っていく。</p>
82	<p>◇妊産婦及び乳幼児の保護者向けのたばこに関するリーフレットを作成し、市町における健診等の機会を通じて配布した。また、県内すべての小学5年生に対して、たばこの害について啓発する「防煙下敷き」を配付し、喫煙防止教育を実施した。5月31日の世界禁煙デーに合わせ、キャンペーンを実施し、受動喫煙防止に向けた正しい知識の提供、啓発活動を実施した。</p> <p>◆さらなる喫煙率の減少に向けて、子どもを対象とした喫煙防止教育の実施や禁煙希望者への情報提供及び禁煙支援を実施する。妊娠中の喫煙の減少に向けて、令和4年度に作成した妊産婦及び乳幼児の保護者向けリーフレットを活用し、母子健康手帳交付時や健診等の機会を通じて、働きかけを行う。加熱式たばこ等の取扱いについて、研修会や啓発活動により関係者へ周知する。</p>
83	<p>◇児童生徒の薬物に関する知識や意識を高めるため、小学校5年又は6年、中学校及び高校は全学年で実施した。</p>

	◆今年度も各校にて実施を呼びかけるとともに、関係機関と連携し、薬学講座等に取り組むことにより、薬物に関する知識や意識を高める。
83 84	◇小、中学校及び高等学校を対象とした薬学講座及び大学生等を対象とした薬物乱用防止講習会の未開催校について、令和3年度に続き、令和4年度はオンライン等を活用し、対象校全ての開催ができた。令和4年の県内の薬物事犯検挙者は、初めて大麻事犯が覚醒剤事犯を超えており、大麻乱用期といえる極めて憂慮すべき状況であることから、令和5年度も引き続き、正しい知識の普及のため、未開催校0を目指す。 ◆薬物乱用が大麻を中心に広がる恐れがあることから、薬学講座や薬物乱用防止講習会では、保健主事等の理解を得つつ、今後増加すると考えられる実地での講習に加え、オンライン等も引き続き活用し、未開催校0の継続を目指す。また、日常生活でも、大麻の危険性や有害性をWeb動画広告やデジタルサイネージ等を活用した若者目線の啓発を行う。

1.2.2.3 安全で安心な妊娠・出産・育児等への対応

主な取組の進捗状況		◎	0	○	3	●	0	計	3
主な取組と対象年代									
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期			
85	○ 「しずおかこども家庭相談」や「思いがけない妊娠相談窓口（妊娠SOS）」による相談対応の実施		□	□	□	□			
86	○ 市町子ども家庭総合支援拠点設置への支援	□	□	□					
77	○ 【再掲】高等学校や大学などにおける出前講座の開催		□	■	□	□			

取組状況と今後の取組方針

85	◇取組状況 ◆今後の取組方針
86	◇SNS相談窓口である「しずおかこども・家庭相談」により家族の悩みを抱える子どもや子育ての悩みを抱える保護者等への相談対応を行いました。また、地域におけるすべての子どもと家庭の相談に対応する「子ども家庭総合支援拠点」の職員向けの研修を実施し、配置職員の相談対応力向上に努めました。 ◆引き続きSNS相談窓口である「しずおかこども・家庭相談」により相談対応を行っていきます。令和6年4月施行の改正児童福祉法において「子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世帯包括支援センター」の機能を一体的に有する「こども家庭センター」の設置が求められていることから設置に向けた市町の取組を支援していきます。

1.2.3 被害防止等のための教育・啓発

1.2.3.1 生命を大切にす教育、安全教育と防犯まちづくり

主な取組の進捗状況		◎	○	●	計					
主な取組と対象年代		◎	○	●	計	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
87	○						■	■		
88	○							■		
89	○							■		
90	○						■	■	■	■
91	○						■			
92	○							■	■	
93	○						□	□	□	□
94	○					■	■	■		
95	○							■	■	
96	○							■	□	□
97	○						■	■		
98	●						■	■		
99	○						□	□	□	□
100	○								□	■
101	○						■	■	□	□

- ・・・98 2020年基準に対して参加率は上昇しているが目標値からは大きく下回っている。地域によっては児童生徒の参加が参加対象外であったり、新型コロナウイルス感染症の影響で出席を見送るケースがあった。今後、市町教育委員会と連携して防災教育を充実して参加を促していきたい。

取組状況と今後の取組方針

87 ◇取組状況 ◆今後の取組方針

◇毎年度30,000人の目標に対して、令和4年度の実績が29,753人と概ね目標を達成することができた。養成講座を受講した児童・生徒からは、台風15号において、断水により飲料水や生活用水に困ったことをきっかけに、飲料水の備蓄や風呂の水を貯めることにしたという意見が寄せられるなど、災害を自分事として捉えることができている。

◆令和4年度の台風8号、台風15号の被害を受けた地域では中・高校生がボランティア活動などに

	<p>従事するなど、防災に対する関心が大変高まっている。今後も地域防災の次代の担い手である小学校4年生から高校3年生までの児童・生徒を対象に30,000人を目標に「静岡県ふじのくにジュニア防災士養成講座」を積極的に実施していく。</p>
88	◇防犯まちづくり講座の開催や「防犯まちづくりニュース」の発行により、地域の自主的防犯活動を促進している。また、犯罪被害を防止するため、地域の見守り活動を推進するとともに、「子どもの体験型防犯講座」等を開催している。
89	
90	
91	◆引き続き、犯罪被害を防止するため、防犯講座の開催や地域の見守り活動を推進していく。
91	◇私立学校サポートスタッフ配置等事業費助成により、登下校時等の安全確保のための交通安全指導員、警備員、スクールバス添乗員の配置にかかる経費を助成している。
	◆今後とも、市町や民間等と連携し、提案、施設や通学路等の点検の結果、さらに県の取組む安全対策が必要とされる場合は、速やかに対策を検討する。
92	◇高校・大学・専門学校計14校において、デートDV防止出前講座を実施した。また、この講座で活用した啓発リーフレットを高校・大学・専門学校の全1年生にも配布し、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の普及・啓発を行った。学校における自主的な取組も進める必要がある。
	◆引き続き、高校・大学等においてデートDV防止出前講座を実施していく。また、リーフレット等を活用し、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の普及・啓発を行い、教職員への働きかけを促進していく。
93	◇地域において支援を必要とする家庭や児童等の相談援助を行い、専門機関との橋渡しを行う民生委員・児童委員の資質向上のため、民生委員の経験や役職に応じた研修や一斉改選後の新任役員・新任委員を対象とした研修を実施し、活動の支援と資質の向上を図った。
	◆民生委員・児童委員が、地域において支援を必要とする家庭や児童等のためにその役割を十分理解し、相談・支援活動に資するよう経験や役職に応じた階層別研修の充実を図る。また、民生委員・児童委員協力員制度の導入を促進すること等により、民生委員・児童委員の負担を軽減し、活動しやすい環境の整備を図る。
94	◇体験的な防災訓練を各校で工夫して実施していることにより、児童生徒及び職員の危機管理意識が高まってきていると感じる。また、性被害等に関するリーフレットの配布や相談窓口の周知など、日常的な危機管理について周知に取り組んできている。児童生徒の障害の状態は様々であることから、危機に直面したときに、どのように助けを求めるか、個別に対応方法が身につくようにしていく必要がある。
	◆学校内で実施される工夫された訓練などにより、児童生徒及び教職員の危機管理意識は、高まってきていると考える。今後も、学校内・外で起こる様々な危機への対応力が高まるよう、保護者と連携を図りながら児童生徒の対応力が高まるように工夫・支援していく。
95	◇発達段階に応じて交通安全教育を各学校で推進していくために、校種別に学校安全教育指導者研修会を実施し、学校安全教育の指導者となる教職員の資質向上を図っている。
96	◆今後も継続的に研修会を実施していくことで、学校安全教育を担当する教職員の資質向上を一層図っていく。
97	◇学校防災担当者研修会や市町教委学校安全担当者説明会を通して地域防災訓練の参加率を公表し、参加率の向上を促している。また、各地域局担当者による学校での防災講話や研修会を通して防災意識の啓発を高めている。また、県立学校、市町教育委員会に対し、年1回以上の防災教育推進のための連絡会議実施をお願いしている。
98	◆県立学校、市町教育委員会への通知や今後の学校防災担当者研修会を通じて、児童生徒の防災訓練参加や防災教育推進のための連絡会議の重要性を説明し、訓練実施率と参加率を高め

	ていく。また、新型コロナウイルス感染症の影響で制限のあった連絡会議の開催方法を対面・集合形式を原則とし、書面での開催も可能としたことから、より充実した連絡会議の運営が期待される。
99	◇令和5年2月に防犯アプリ「どこでもポリス」を開発・リリースし、広く県民に犯罪被害に遭わないための防犯情報を発信しています。同アプリには、子供や女性の安全確保のための防犯ブザーや位置通知機能、防犯ボランティアの方々の自主防犯パトロールの支援機能など、防犯に関するあらゆる機能が搭載されていることから、同アプリの普及を促進させ、県民の自己防衛力の強化や自主防犯パトロールの活性化を図っていきます。 ◆今後も県民に対し、防犯に役立つ情報をタイムリーに発信していくとともに、防犯アプリ「どこでもポリス」の普及促進のため、駅や商業施設など人が多く集まる場所での広報キャンペーンや小、中、高、大学への働きかけに加え、若年層に向けたYouTubeインストリーム広告を行うなどし、利用者の拡充を図っていきます。
100	◇11月の女性に対する暴力被害防止月間や各種防犯講話等を利用してDV、ストーカー被害者の早期相談について広報活動を実施した。警告を受けてもなおストーカー行為に及ぶ加害者に対し、精神医学的治療の受診を促した。 ◆引き続き、防犯教室や各種防犯講話、11月の女性に対する被害防止月間等を利用して、DVやストーカー被害者の早期相談について広報する。また、警告を受けてもなおストーカー行為に及ぶ加害者に対しては、精神医学的治療の受診を促す。
101	◇サイバーパトロールを通じて、児童ポルノ事犯等の取締りを推進するとともに、SNS上の不適切な書込みに対して注意喚起・警告文を返信し、子供の犯罪被害防止に向けた取組を推進した。 ◆インターネット上の違法・有害情報に対するサイバーパトロール等を通じた取締りのほか、SNS上の不適切な書込みに対する注意喚起・警告活動を推進し、子供の犯罪被害防止に向けた取組を推進する。

1.2.3.2 情報モラル教育

主な取組の進捗状況			◎	0	○	4	●	0	計	4
主な取組と対象年代										
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期			
64	○	【再掲】スクールネットパトロールの実施			■					
102	○	生徒指導連絡協議会における情報共有	■	■	■					
65	○	【再掲】児童・生徒に対する非行・被害防止教室の開催 ※6～19歳	□	■	■	□				
103	○	「子供の性被害根絶プログラム」の推進 ※～19歳	□	■	■	□				

取組状況と今後の取組方針	
64	◇取組状況 ◆今後の取組方針 ◇学校非公式サイト、個人プロフィールサイトやSNS等における生徒の書込みについて監視調査し、定期報告を受けている。各校への注意喚起や情報提供は、学校現場における、いじめ問題等の早期発見、早期対応に一定の効果が認められる。また、委託業者、県教委、学校がリスクレベルに応じて、それぞれが取るべき対応が明確にされているため、効率的に取り組む事ができている。

	◆今後も、学校現場では目に見えにくくなっている、インターネット上でのいじめ問題等に早期対応するためにも、専門業者にスクールネットパトロールを委託したい。毎月1回の定期報告を有効に活用し、各校でのインターネット上の書き込み等に関する指導に活用したい。また、定期報告からインターネット上で起きている問題の現状を、教職員に理解を深めてもらう。
102	◇生徒指導連絡協議会の機会などを活用し、SNSでの犯罪被害について紹介する機会を設けている。令和4年度には、県警本部少年課やくらし交通安全課など他部局や他課と連携を図り、研修会を実施したことで、各校の生徒指導体制の向上に資することができた。 ◆社会全体におけるコミュニケーションの在り方が変容し、デジタル化が進んでいる。教員らの目の行き届かない場所でのやりとりが日常的に増加する中で、利用する生徒本人だけでなく、保護者に対しても機会を捉えた注意啓発は今後も重要なテーマになってくると考えられる。
65 103	◇学校と連携した非行防止教室を開催し、少年の非行・犯罪被害防止の取組を推進した。(再掲) 子供の性被害の実態把握と取締りの強化、小学校新入学児童の保護者を対象とした共同メッセージの発信等子供の性被害防止対策を推進した。 ◆子供の性被害の実態把握と取締りの強化、被害に遭っている児童の早期発見・支援のほか、学校と連携した児童生徒及び保護者等に対する性被害防止のための広報啓発活動を引き続き推進する。

1.2.3.3 労働者の権利保護

主な取組の進捗状況		◎	0	○	3	●	0	計	3
主な取組と対象年代									
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期			
104	○ アドバイザー派遣による職場環境づくりの支援								■
105	○ 労働法セミナーの開催、中小企業労働相談所での相談対応								■
106	○ 静岡県の契約に関する取組方針の推進							■	■

取組状況と今後の取組方針

104	◇取組状況 ◆今後の取組方針
105	◇「労働法セミナー受講者数」は、2022年度実績で491人と、目標値の450人を上回った。参加者の増加を図るため、引き続き、オンラインでの開催やオンデマンド配信を継続するとともに、未受講者に対して、効果的な案内を実施することが必要である。 ◆多様な働き方のルールや労働関係法令に関する正しい知識の普及を図る労働法セミナーを、会場とオンラインで開催するとともに、セミナー動画を後日、申し込み不要で視聴できるよう一般公開する。また、セミナー内容や効果をホームページで発信することで、受講者の拡大につなげていく。
106	◇令和4年4月1日以降の特定の契約において、労働関係法令遵守の誓約書を提出してもらうようお願いしている。 ◆引続き取組の推進により、県の契約業務に従事する方々の労働環境の整備を図る。

1.2.3.4 消費者教育と成年年齢引下げへの対応

主な取組の進捗状況		◎	1	○	6	●	0	計	7			
主な取組と対象年代												
								乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
107	○	消費者教育出前講座の実施							□	■	□	□
108	○	高校生消費者教育出前講座の実施								■		
109	○	消費者教育の担い手の養成							□	□	□	□
110	◎	政治的教養の教育の全体計画作成								■		
111	○	選挙管理委員会と連携した出前講座や模擬投票の実施								■		
112	○	生徒指導連絡協議会において、消費者教育に関する取組の周知と実践事例の紹介								■		
113	○	県民生活課と連携による、家庭教育支援員等を通じた情報提供						□	□	□		

◎・・・110 全体計画作成の意義が周知され、目標値を大きく上回った。

取組状況と今後の取組方針

107	◇取組状況 ◆今後の取組方針
108	◇子どもから高齢者までのライフステージに応じ、学校や地域における出前講座の開催を通じた消費者教育や、スキルアップ研修による消費生活相談窓口の体制強化、若者向け消費者被害防止啓発動画の制作・公開を通じた啓発等に取り組んだ。一方、「消費生活相談における被害額」は、副業や投資などの「もうけ話」に関する被害額が増加したことが影響し、基準値を上回った。
109	◆引き続き、消費者教育、消費生活相談、様々な媒体を通じた消費者被害防止の啓発を行っていく。また、令和4年度に制作した若者向け消費者教育被害啓発防止動画を活用したWEB広告により、注意喚起を行うとともに、高校生が短時間で効果的に必要な知識を習得できる、高校生消費者教育出前講座向けの教材を新たに作成し、活用していく。
109	◇公民科や家庭科、商業科の科目を中心に、社会的な視点を持って消費者問題と消費者保護のあり方を考えさせるとともに、消費者の権利と責任についての理解を深めさせている。県くらし・環境部県民生活課の講師派遣制度(令和4年度公立高校56校実施)を利用し、実際の消費活動や具体的な消費者問題に主体的に対応できる能力を育て、自立した消費者として行動する力の育成を図っている。 ◆安心して豊かな消費生活を送るために、消費者問題・消費者主権等について、学校でも引き続き公民科や家庭科、商業科の科目を中心として学習し、責任を持って行動していく自立した主体者の育成に取り組んでいく。新しい情報や消費者教育の重要ポイントが簡潔に示された教材やくらし・環境部等の関連機関等との連携を有効に活用していく。
110	◇市町行財政課や選挙管理委員会からの要請に基づき、関係パンフレットやリーフレットの配布、セミナーや講演会への参加を呼びかけるなど政治的教養を豊かにするための教育を促している。
111	◆今後とも国や関係機関と協力して、政治や選挙への関心を高め、政治的教養を豊かにするための教育に努める。

112	<p>◇令和4年度に実施した生徒指導連絡協議会の機会に、県民生活課の担当者より「成年年齢引下げについて」と題して講話をしていただいた。また、各学校において、高校生出前講座や消費者教育教材「社会への扉」の活用等を通して、トラブル対処の実践例やデジタル社会のモラルやマナー等を学ぶ機会を設けるなど、自立した消費者に向けた取り組みを行っている。</p> <p>◆社会のデジタル化に伴い、消費者教育の重要性が高まってきている。課としての情報発信により、各校での取り組みを促進すると共に、生徒指導連絡協議会の場などで情報交換の機会を設けるなどしていくことが必要であると考えている。</p>
113	<p>◇地域で家庭教育を支援する際に中心的な役割を担う家庭教育支援員による家庭教育講座等により、保護者の学びの機会を設けた。また、スマホルールアドバイザー等による生徒・保護者向けの講座を実施し、スマホ、ネットに関する様々な消費者トラブル等の事例を踏まえ、正しくネットを使うためのルール決め等について啓発活動を行った。</p> <p>◆家庭教育支援員のフォローアップ講座等により、家庭教育支援員の資質向上を図る。また、より多くの保護者に啓発活動を行うため、家庭教育講座用のワークシートの改善を行い、講座の内容充実を図るとともに、市町に家庭教育講座の実施を呼びかける。同様に、スマホルールアドバイザーによる講座開催も引き続き働きかけていく。</p>

1.3 若者の職業的自立と就労支援、社会参画への支援

数値目標（指標）の達成状況

通番	施策	指標	基準値	実績値	目標値	評価
24	1.3.1.1	新規就農者数	(2020年度) 283人	(2021年度) 330人	毎年度 300人	目標値 以上
25	1.3.1.1	林業への新規就業者	(2020年度) 81人	(2021年度) 61人	毎年度 100人	基準値 未満
26	1.3.1.1	漁業高等学園卒業後の 漁業就業者数	(2020年度) 16人	(2022年度) 21人	毎年度 15人	目標値 以上
27	1.3.1.1	WAZAチャレンジ教室 参加者数	(2020年度) 1,926人	(2022年度) 2,184人	毎年度 2,400人	基準値 以上
28	1.3.1.1	「キャリア・パスポート」を 活用して指導した学校の割合	—	(2021年度) 73.7%	毎年度 100%	—
29	1.3.1.2	県内出身大学生のUターン 就職率	(2020年度) 36.7%	(2021年度) 35.7%	43%	基準値 未満
30	1.3.1.3	一般労働者の年間総実労働時間（5 人以上事業所）	(2020年) 1,935時間	(2021年) 1,955時間	毎年 2,006時間以下	目標値 以上
31	1.3.2.1	地域社会等でボランティア 活動に参加したことがある 児童生徒の割合	(2020年度) 小 22.7% 中 32.3%	(2022年度) 小学校 25.4% 中学校 28.4%	小 45% 中 65%	基準値 以上
32	1.3.2.1	「わたしの主張」静岡県大会への 参加者数	(2021年度) 12,300人	(2022年度) 11,464人	毎年度 13,000人	基準値 未満
33	1.3.2.2	献血者確保目標人数に対する献血 受付者数の割合	(2020年度) 99%	(2022年度) 96.4%	100%	基準値 未満

1.3.1 職業能力の習得と就労支援の充実

1.3.1.1 キャリア教育と職業能力開発

主な取組の進捗状況		◎	○	○	1 2	●	1	計				
主な取組と対象年代								乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
114	○											■
115	○									■		
116	○									■	■	■
117	○										■	
118	○									□	■	□
119	○									■	■	
120	○							□	■	■	■	□
121	○								■	■		
122	○									■		
123	○								■	■		
124	○									□	■	
125	○								■	■		
126	●									■		

●・・・126 キャリア・パスポートの普及が進まず、目標値を大きく下回った。

取組状況と今後の取組方針

114	◇取組状況 ◆今後の取組方針 ◇県内の高校、大学に介護の未来ナビゲーターを派遣して、介護の仕事のやりがい等を伝える出前授業を実施するとともに、大学と連携した活動(介護事業所におけるインターンシッププログラムの提案等)や、就職相談会等にナビゲーターを派遣して、介護の仕事の魅力等を発信し、若者が介護分野に進むための興味・関心を高めた。 ◆介護の未来ナビゲーターが高校・大学等への出前授業や、大学と連携した活動、大学等のキャリアセンターが行う就職ガイダンス・就活イベント等で、引き続き、介護の仕事の魅力ややりがいを伝
-----	--

	<p>えるとともに、効果的な情報発信に努め、介護の仕事の理解の促進を図るとともに、新卒人材の介護分野への就業を促進していく。</p>
115	<p>◇令和4年度については、夏のセミナーに103名、冬のセミナーに77名、春のセミナーに29名が参加した。ただし、夏のセミナーは当初15病院で開催する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により8病院が中止となり、実際の実施は7病院であった。</p> <p>◆今後は、夏のセミナーの開催病院数を増やし、全体の参加者数を新型コロナウイルス感染症の流行前程度の参加者数とする。(参考:令和元年度469名)</p>
116 117	<p>◇(公社)静岡県農業振興公社や県農林事務所に新規就農相談窓口を開設し、就農を希望する青年等の相談に随時対応した。また、農業体験の機会を提供する「短期農業インターン受入事業」を実施し、農業現場に対する理解を促すことで、青年等の新規就農を促進している。また、農林環境専門職大学において、高度な実践力と豊かな想像力を持ち、地域社会や現場のリーダーとなり得る、農林業経営と生産のプロフェッショナルを養成している。</p> <p>◆引き続き、新規就農者数目標の達成に向け、県内各地域での新規就農相談を実施するほか、「短期農業インターン受入事業」の活用を呼びかけていく。また、農林環境専門職大学においては、地域社会や現場でリーダーとなり得る、農林業経営と生産のプロフェッショナルを養成していく。</p>
118	<p>◇高校生を対象とした林業出前講座等を8校で開催、就業ガイダンス及び現場見学会を県内3箇所で開催した。また、インターンシップを実施し、13人が参加した。</p> <p>◆令和5年度も引き続き、林業に関する出前講座や就業ガイダンス、インターンシップ等を実施し、林業への新規就業を促進する。</p>
119	<p>◇東京・大阪での漁業就業支援フェアに加えて、Youtube等のSNSを用いた広報を通じて、漁業高等学園の全国的なPRに取り組んでいる。また、在学生には、大型エンジンをを用いた整備実習や約1か月にわたる遠洋航海実習など実践重視の教育を行っている。</p> <p>◆生徒の知識や技術の習得並びに資格取得を促進するとともに、引き続き入学者の確保に取り組み、実践的な教育を通して即戦力となる漁業人材の育成を図る。</p>
120	<p>◇農林技術研究所果樹研究センターにおいて、「夏休み親子農業教室」を開催するなど、児童・生徒や保護者を対象とした体験イベントを県内9箇所で開催したほか、希望に応じて、施設の一般公開を行うなどの取組を通じて、地域産業に関する学習の支援を行った。</p> <p>◆各研究所において児童・生徒が参加できる体験イベントを計画的に行い、地域産業に対する理解の促進を図る。</p>
121	<p>◇小中学生が職場体験をすることができる県内企業や体験メニュー等が掲載された体験ガイドブックやWebサイトについて、教育委員会と連携し、周知をしていくことで、子どもたちが、実際に産業の現場を体験し、地域の産業の大切さを学ぶことができる環境づくりを推進した。</p> <p>◆引き続き、教育委員会等と連携し、周知の機会を捉え、体験ガイドブックやWebサイトの活用を促し、子どもたちが、地域の産業を学ぶことができる環境づくりを推進していく。</p>
122 123	<p>◇県内の小中学校・特別支援学校を対象に、WAZAチャレンジ教室及び技能マイスター講座を開催し、ものづくり体験の機会を提供した。工科短期大学校では、少人数教育と実践的なカリキュラムにより、技術・技能の進展に対応出来る高い現場力を持った技術者を育成した。</p> <p>◆令和5年度からものづくりの体験教室メニューに電子工作・電子制御を新規に追加し、より多種にわたる分野で機会提供の裾野を広げていく。工科短期大学校では、IoT、AI、ロボット、ビッグデータなどの最新技術をカリキュラムに組み込み、次世代のものづくりに対応した人材の育成を進める。</p>
125	<p>◇インターンシップ実施調査を行い、各高等学校の現状把握を行うとともに、新時代を拓く高校教育推進事業「プロフェッショナルへの道」において「高度外部人材の活用」「産業界との連携進化」を実施し、地域や産業界との連携を深めながら推進している。</p>

	◆引き続き、インターンシップ実施調査を行い、各高等学校の現状把握を行うとともに、新時代を拓く高校教育推進事業「プロフェッショナルへの道」において「高度外部人材の活用」「産業界との連携進化」を実施し、地域や産業界との連携を深めながら、学校の特色としてアピールできるように内容の充実を図る。
126	◇「キャリア教育研修会」において、キャリア・パスポートの効果的な活用について研修を実施し、各学校におけるキャリア教育の推進を支援した。 ◆キャリア教育の視点から学校の教育活動を見直し、校内外の連携を踏まえたキャリア教育推進のために「キャリア教育研修会」において、キャリア・パスポートの効果的な活用の具体について研修を実施する。
126	◇特別支援学校では、小学部・中学部段階から生活単元学習や作業学習の中で、身近な人を題材や対象として勤労観や職業観を育む実践に取り組んできている。地域や企業と連携した取り組みについては、コロナ禍の中で困難さもあったが、昨年度あたりから徐々に取り戻しつつある。 ◆将来的に地域で暮らすことを見据え、地域や企業と連携した職場実習につなげていくことは大変重要な取組である。今後も、児童生徒の発達段階に応じた取り組みの中で、キャリアパスポートや個別の指導計画等を活用し、児童生徒らの勤労観や職業観を育てていく必要がある。

1.3.1.2 就労支援と若者の移住支援

主な取組の進捗状況		◎	○	●	計					
主な取組と対象年代						乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
127	○	静岡U・Iターン就職サポートセンターによる県内就職支援							■	
128	○	就職支援協定締結大学と連携したイベント実施							■	
129	○	本県の企業や地域の魅力の発信							■	■
130	○	しずおかジョブステーションの運営							■	■
131	○	県移住相談センターでの移住と就職のワンストップ支援							■	■
132	○	高等学校生徒指導主事研修会における地域若者サポートステーション等の周知						■		
133	○	地域若者サポートステーションの高校への出張相談の対応						■		

取組状況と今後の取組方針

127	◇取組状況 ◆今後の取組方針
128	◇オンラインでの個別相談や協定締結大学との連携イベント、「ふじのくにパスポート」による情報発信
129	◇等を実施した。「県内出身大学生のUターン就職率」は、2021年度実績で35.7%と、目標値は達成していない。近年の就職活動の早期化と学生の大企業志向への回帰に対応するため、本県企業を知るきっかけ作りを行い、本県で活躍したいと思う若者を増加させ、Uターン就職につなげることが必要である。 ◆引き続き、オンラインを活用した相談体制により一人ひとりにきめ細かな支援を行うとともに、「ふじのくにパスポート」による継続的な情報発信等に取り組む。また、大学生低学年を対象とした本県企

	業への興味・関心を喚起する取組や、学生目線による企業情報の発信等、本県企業の魅力発信を強化し、Uターン就職につなげていく。
132	◇切れ目のない支援を行うために、高等学校進路指導主事研修会等において地域若者サポートステーション等の周知を行っている。正規雇用を中心とした就業に向け「高校生就職マッチング対策事業」を実施し、学校のニーズに応じた取組を推進している。
133	◆引き続き、切れ目のない支援を行うために、高等学校進路指導主事研修会等において地域若者サポートステーション等の周知を行っていく。正規雇用を中心とした就業に向け「高校生就職マッチング対策事業」において、学校のニーズを聞き取り、特別な支援を必要とする生徒に対し、支援の充実を図る。

1.3.1.3 誰もがいきいきと働く環境づくり

主な取組の進捗状況		◎	0	○	2	●	0	計					2
主な取組と対象年代								乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
104	○	【再掲】アドバイザー派遣による職場環境づくりの支援										□	■
134	○	経営者の意識改革を促すセミナーの開催										□	■

取組状況と今後の取組方針	
104	◇取組状況 ◆今後の取組方針
134	◇経営者向けセミナーの開催により働き方の見直しに取り組む意欲の醸成を図るなど、一般労働者の年間総実労働時間の減少に向けた取組を推進している。新型コロナウイルス感染症を踏まえ広がった新しい生活様式の下で、企業が働き方の見直しに取り組み、労働時間が減少するよう支援していくことが必要である。 ◆個々の事情に応じた多様な働き方ができるよう経営者の意識改革を促すセミナーの実施や、多様な働き方の導入を支援するアドバイザーを企業に派遣し、働き方の見直しや多様な人材の活躍促進に向けた企業の支援に取り組んでいく。

1.3.2 社会形成への参画支援

1.3.2.1 意見表明の機会の確保と社会形成に参画する態度を育む教育の推進

主な取組の進捗状況		◎	○	○	●	○	計				
主な取組と対象年代							乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
135	○	教育委員会ホームページとSNS、Eジャーナル、動画等のメディアクロスによる子ども・若者への情報提供						□	■	■	■
110	○	【再掲】政治的教養の教育の全体計画作成							■		
111	○	【再掲】選挙管理委員会と連携した出前講座や模擬投票の実施							■		
136	○	生徒指導担当者連絡協議会において、成年年齢引下げに関する取組の周知と実践事例の紹介							■		
137	○	わたしの主張の推進							■		
138	○	審議会等への若者参加の推進					□	□	□	■	□

取組状況と今後の取組方針

135	◇取組状況 ◆今後の取組方針 ◇教育委員会事務局及び県立学校に対して定期的に広報媒体の活用を促し、情報収集・発信に努めたほか、学校への取材を行いホームページやSNS等に掲載することで、魅力的な活動の発信に取り組んだ。公式Twitterのフォロワー数は順調に増加し、多くの子ども・若者へ情報を届けることが可能となったが、更なる周知や内容の充実とともに、各広報媒体との連携による効果的な情報発信が今後の課題である。 ◆広報媒体の積極的な周知や運用方法の改善に取り組み、効果的かつ効率的に情報を届ける体制を整える。また、子ども・若者が社会の一員としての自覚を持ち、社会形成に参画する意識や態度の醸成に寄与する情報を発信するため、教育委員会事務局や県立学校、知事部局との連携を強化し、情報収集に努める。
110	◇市町行財政課や選挙管理委員会からの要請に基づき、関係パンフレットやリーフレットの配布、セミナーや講演会への参加を呼びかけるなど政治的教養を豊かにするための教育を促している。 ◆今後とも国や関係機関と協力して、政治や選挙への関心を高め、政治的教養を豊かにするための教育に努める。
110	◇新型コロナウイルス感染症予防のため、児童生徒がボランティア活動に参加する機会が減少した。今後、新型コロナウイルス感染症による影響が減少することが予想されるため、キャリア教育や総合的な学習の時間等において、学校と社会が連携・協働する活動を推進することが必要になっている。 ◆新型コロナウイルス感染症の影響が緩和し、児童生徒がボランティア活動に参加する機会が、再び、増加することが期待できるため、キャリア教育、総合的な学習の時間等において、充実を図るとともに、地域学校協働活動においても地域の人材を生かした取組を進めていく。

110	◇全ての公立高等学校に対して選挙管理委員会による出前授業を周知した。また、各校で主権者教育の全体計画を作成し公民科を中心として政治的教養の教育を進めた。
111	◆昨年度と同様に、全ての公立高等学校に対して選挙管理委員会による出前授業を周知するとともに、主権者教育の全体計画を作成する。
110	◇各校において、主に中学部・高等部を中心に主権者教育に取り組んでいる。生徒会選挙などの機会を生かしながら、自分たちの考えや意見を投票行為によって伝えていくという民主主義社会への参画の仕方について、体験的に学ぶことができるようにしている。
111	◆自分のくらしと政治とのつながりについて学ぶ機会を段階的に確保していく必要がある。また、選挙という方法により自分たちの意見や考えを政治に反映させていくという民主的な考え方や政治参加に関する事など、市民としての政治的教養を育むことに今後も継続的に取り組む必要がある。
137	◇森町にて県大会を実施した。3年ぶりの会場開催となり、壇上では中学生13名が発表した。応募数は、学校数143校、参加人数11,464人で、令和3年度より学校数、参加人数とともに減少した。大学生1名を、第31期青少年問題協議会の委員として選任している。
	◆引き続き、県内市町へ会場地の協力を仰ぎ、県大会を開催しながら、県全体への効果的な広報に努めていく。引き続き、第32期の協議会委員を県内大学生より1名の選出を検討している。

1.3.2.2 ボランティア活動等による社会参画の推進

主な取組の進捗状況		◎	○	○	●	計					
主な取組と対象年代							乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
139	○	県社会福祉協議会が行う学校・地域等と連携した福祉教育の推進への支援						■	■		
140	○	県ボランティア協会が行う青少年ボランティア育成等への支援								■	□
141	○	高校生を対象とした献血セミナーの実施							■		

取組状況と今後の取組方針

139	◇取組状況 ◆今後の取組方針
140	◇県内のボランティア活動を促進するため、県社会福祉協議会及び県ボランティア協会に助成し、市町社会福祉協議会ボランティアセンターの支援強化及びNPO法人やボランティアグループ等の活動を支援している。また、地域住民の参加による民間社会福祉活動の充実を図るため、福祉教育を推進するとともに、ボランティア養成研修等を実施している。 ◆ボランティア活動の推進を図るため、活動に参加しやすい体制整備を引き続き積極的に推進する。また、学校・地域等と連携した福祉教育を推進し、住民の地域福祉への関心及び地域活動への参加を促すため、地域福祉推進委員会での地域福祉教育に係る手引きの検討やボランティアコーディネーターの養成を引き続き行う。
141	◇令和4年度の県内献血者受付者数は、140,967人と目標値の96.4%であり、現時点で県内で必要な「輸血用血液」は不足なく供給されている。今後、少子化による献血可能人口の減少が予想されることから10～30歳代に対する献血意識の普及啓発と必要血液量を安定的かつ効率的に確

保し、血液製剤の安全性を確保するため複数回献血者の増加が課題である。
 ◆新型コロナウイルス感染症を含む新興・再興感染症対策を実施しつつ、若年層には「アボちゃんサポーター」事業の実施、大学生等献血ボランティアの育成・活動の支援、献血セミナーの推進等を行う。また、静岡県献血推進大会、マスメディアによる献血広報、はたちの献血キャンペーン等により献血推進のための啓発、広報等を進める。

基本方針2 困難を有する子ども・若者やその家族の支援

2.1 重層的な支援ネットワークの構築とアウトリーチの充実

数値目標（指標）の達成状況

通番	施策	指標	基準値	実績値	目標値	評価
34	2.1.1	市町職員等を対象にした研修会の参加人数	—	(2022年度) 23人	毎年度 35人	—
35	2.1.2	包括的相談支援体制の整備を行った市町数	(2020年度) 15市町	(2021年度) 19市町	(2024年度までに) 35市町	基準値 以上

2.1.1 重層的な支援ネットワークの構築

主な取組の進捗状況		◎	○	●	計					
主な取組と対象年代						乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
142	○	圏域自立支援協議会の運営							■	■
143	○	市町要保護児童対策地域協議会の運営				■	■	□		
144	○	静岡県ひきこもり対策連絡協議会の運営					■	■	■	■
145	○	静岡県子ども・若者支援ネットワーク(子ども・若者支援地域協議会)の運営と機能強化				■	■	■	■	■
146	○	市町職員・支援関係者等を対象とした研修等の情報発信				□	□	□	□	□

取組状況と今後の取組方針

142 ◇取組状況 ◆今後の取組方針
 ◇圏域内の行政・教育機関や事業所等で構成する圏域自立支援協議会を設置し広域的課題等を協議・検討する体制を整備するとともに、専門的見地から技術的助言を行う圏域スーパーバイザー配置し相談支援専門員向けのスキルアップ研修等を実施するなど、市町等の相談支援体制の支援を行った。
 ◆今後も、圏域スーパーバイザーと連携しながら、市町・地域自立支援協議会で対応が難しい専門

	的な課題等について支援を行う。
143	<p>◇要保護児童対策地域協議会の担当職員を対象とした研修を実施し、職員の資質向上を図った。令和6年4月施行の改正児童福祉法において「子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世帯包括支援センター」の機能を一体的に有する「こども家庭センター」の設置が求められていることから設置に向けた市町の取組を支援する。</p> <p>◆要保護児童対策地域協議会の担当職員を対象とした研修については、引き続き実施していく。令和6年4月施行の改正児童福祉法において「子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世帯包括支援センター」の機能を一体的に有する「こども家庭センター」の設置が求められていることから設置に向けた市町の取組を支援していく。</p>
144	<p>◇教育、医療、保健、福祉等の関係機関によるひきこもり対策連絡協議会により、ひきこもり支援体制の充実を図るほか、各健康福祉センターによる地域連絡協議会を開催し、地域のネットワーク強化を図った。地域レベルでの支援体制を整備するために、就職氷河期世代ひきこもり支援強化事業にて市町へのアドバイザー派遣を10市町にて全19回実施した。</p> <p>◆市町、市社協、支援団体等とのさらなる連携強化を図り、地域レベルでの支援体制の整備を支援することで、身近な地域で継続したひきこもり支援が提供できる体制を整備する。</p>
145	◇内閣府主催の研修会等、情報提供を積極的に行った。その他、県主催で内閣府事業の基礎自治
146	体職員等を対象とした支援体制の整備に関する講習会、子供・若者支援と就職氷河期世代支援の連携に関する講習会を開催した。その他、県児童自立支援施設の見学会を行った。
	◆引き続き、市町に対し、県主催や内閣府主催の研修等について、効果的に情報提供を行う。

2.1.2 アウトリーチの充実

主な取組の進捗状況		◎	○	○	●	計
			0	1	0	1
主な取組と対象年代		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
147	○ 乳幼児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業を実施する市町への助成	■				

取組状況と今後の取組方針	
147	<p>◇取組状況 ◆今後の取組方針</p> <p>◇市町における包括的相談支援体制の構築を支援するため、多機関の連携に精通したアドバイザーの派遣や、制度に関する市町職員向け相談窓口の設置、先進事例・課題等を共有する意見交換会を開催している。高齢者の孤立や大人のひきこもりなど、地域の生活課題は多様化、複合化していることから、地域共生社会に向けた包括的支援体制の強化が必要である。</p> <p>◆包括的相談支援体制を構築した市町の取組事例について、取組が進んでいない市町に紹介し、取組の促進を働きかけるとともに、包括的相談支援体制の核となる人材(連携担当職員)の育成を行い、市町を支援する。また、孤独・孤立対策に係る活動を実施している民間団体等の連携を促進し</p>

	て、官民一体となった取組を推進する。
147	◇乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業を実施する市町に対して助成を実施した。 ◆引き続き、乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業を実施する市町に対して助成を実施していく。

2.2 困難な状況ごとの支援

数値目標（指標）の達成状況

通番	施策	指標	基準値	実績値	目標値	評価
36	2.2.1.1	不登校等の課題を抱えていた児童生徒が適切な支援により、改善傾向に向かった割合	(2020年度) 高 46.1%	(2022年度) 74.3%	50%	目標値以上
37	2.2.1.1	「不登校やニート、ひきこもり等の悩みに個別に応じる合同相談会」相談件数	(2021年度) 359件	(2022年度) 1,179件	950件	目標値以上
38	2.2.1.2	スクールソーシャルワーカーの対応児童生徒数	(2020年度) 小中 3,194人	(2022年度) 小中：3,544人	小中 3,500人	目標値以上
39	2.2.1.3	生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率	(2020年度) 88.5%	(2021年度) 85.8%	98.6%	基準値未満
40	2.2.1.3	養育費の取決めをした人の割合	(2019年度) 65%	(2021年度) 65.8%	70%	基準値以上
41	2.2.1.4	ひとり親サポートセンターによる就職率	(2020年度) 39.8%	(2022年度) 30.5%	55.0%	基準値未満
42	2.2.2.1	特別な支援が必要な幼児児童生徒のうち個別の指導計画が作成されている人数の割合	(2018年度) 幼 91.1% 小 89.3% 中 94.2% 高 46.0%	(2022年度) 幼 90.9% 小 91.7% 中 93.0% 高 89.4%	幼 100% 小 100% 中 100% 高 75%	基準値以上
43	2.2.2.3	障害者働く幸せ創出センターの年間受発注仲介件数	(2020年度) 1,071件	(2021年度) 1,166件	1,200件	基準値以上
44	2.2.2.3	障害者雇用率	(2021年度) 2.28%	(2022年) 2.32%	2.40%	基準値以上
45	2.2.3.3	虐待による死亡児童数	(2020年度) 0人	(2022年度) 0人	毎年度 0人	目標値以上
46	2.2.4	自殺による死亡者数	(2020年) 583人	(2021年度) 539人	500人未満	基準値以上

47	2.2.4	外国人児童生徒等に対して、必要な支援が実現できている学校の割合	(2020年度) 小 90.9% 中 91.3% 高 89.5% 特 100%	(2022年度) 小 93.9% 中 93.4% 高 96.2% 特 100%	毎年度 100%	基準値 以上
----	-------	---------------------------------	---	---	-------------	-----------

2.2.1 ニート、ひきこもり、不登校などの子ども・若者の支援と子どもの貧困問題への対応

2.2.1.1 ニート、ひきこもり、不登校などの子ども・若者の支援

主な取組の進捗状況		◎	1	○	11	●	0	計					12
主な取組と対象年代								乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
148	○	ひきこもり支援センターによる電話・来所相談等の実施							■	■	■	■	
149	◎	「居場所」による社会参加に向けたプログラムの実施							■	■	■	■	
130	○	【再掲】しずおかジョブステーションの運営									■	■	
150	○	不登校未然防止に向けた小中連携推進							■	■			
151	○	市町教育委員会生徒指導担当者連絡会議での研究成果の報告							■	■			
152	○	定時制生徒支援、外国人生徒支援にかかる事業実施								■			
132	○	【再掲】高等学校生徒指導主事研修会における地域若者サポートステーション等の周知								■			
133	○	【再掲】地域若者サポートステーションの高校への出張相談の対応								■			
153	○	ふじのくにアイマップの作成・配布							■	■	■	■	
53	○	【再掲】不登校やニート、ひきこもり等の悩みに個別に応じる合同相談会の開催							■	■	■	■	
154	○	青少年交流スペース「アンダンテ」の運営								■	■	■	
155	○	高等学校卒業程度認定試験の実施								■	■	■	

◎・・・149 新型コロナウイルス感染症の影響が落ち着き、利用者の参加に対する不安も少なくなったため、利用者が増加したと考えられる。

取組状況と今後の取組方針

148	◇取組状況 ◆今後の取組方針
	◇ひきこもり支援センターにおいて、ひきこもり状態にある人やその家族からの相談に対応した。また、ひきこもり状態にある人が自宅以外で安心して過ごせる「居場所」を県内に6箇所設置し、相談者の状況に応じて段階的な支援を行った。
	◆ひきこもり支援センター及び居場所による支援を引き続き行うとともに、県、市町、関係機関が連携して社会全体で支援する体制を整備し、ひきこもり状態にある人の社会参加を推進する。

149 130	◇学生を対象とした、グループディスカッションと集団面接を実践的に体験するセミナー、就職面接会や県内大学等における出張相談、高等学校を訪問しての面接指導や就職相談を実施した。また、各所ハローワークやサポステと連携し一体的な就労支援を行っている。特に、就労に困難を抱える求職者を支援するため、臨床心理士を月4日配置し、きめ細かな相談を行った。 ◆引き続き、就職サポーターによる相談や各種セミナーの開催、臨床心理士によるSST等を通し、働きたいすべての方に寄り添った支援を行う。また、関係機関と連携し、一体的な就職支援に取り組むとともに、効果的な広報等を行う。
150 151	◇民間施設へ視察に行くことで、子供たちの抱える課題が、学校だけで解決することの困難さを感じた。学校、教育支援センター、フリースクール等のどこにもつながりを持たない不登校児童生徒が一定数いることから、公的機関と民間施設等との連携が必要である。また、新たな不登校児童生徒を出さないために、学校ではすべての子供たちを対象とした魅力ある学校づくりを推進していく必要がある。 ◆令和5年度より公的機関と民間施設等との連携を推進していく。まずは、現状の実態把握に努めるとともに、学校、市町教育委員会(教育支援センター含む)、フリースクール等が顔の見える関係づくりを目指し、よりよい連携の在り方について協議をしていく。また、居心地のよい学校づくりを推進し、すべての児童生徒にとって安心安全に生活ができる居場所づくりと絆づくりを大切にしていく。
152 132 133	◇切れ目のない支援を行うために、高等学校進路指導主事研修会等において地域若者サポートステーション等の周知を行っている。正規雇用を中心とした就業に向け「高校生就職マッチング対策事業」を実施し、学校のニーズに応じた取組を推進している。 ◆引き続き、切れ目のない支援を行うために、高等学校進路指導主事研修会等において地域若者サポートステーション等の周知を行っていく。正規雇用を中心とした就業に向け「高校生就職マッチング対策事業」において、学校のニーズを聞き取り、特別な支援を必要とする生徒に対し、支援の充実を図る。
153 53 154	◇合同相談会では、「ふじのくにアイマップ」登録の民間団体と連携をとり、これまでの静岡市・浜松市・富士市・沼津市の他、新たに島田市を加えた県内5会場で6日間実施した。各会場において感染症防止対策を講じ、予定通り実施した。 ◆R4年度の開催市を中心に継続した開催に向けて調整を図るとともに、これまで開催していない地域や市町にも開催を呼び掛けるなど、支援の充実に向け取り組む。また、「ふじのくにアイマップ」の作成・配布と連動しながら、各関係機関へ合同相談会開催の周知をし、困難を有する子ども・若者やその家族への支援機会を提供していく。

2.2.1.2 教育の支援（学習機会の確保）

主な取組の進捗状況		◎	○	○	●	計					
主な取組と対象年代							乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
156	○								■	■	■
157	○							■	■		
158	○								■		

		周知啓発					
159	○	特別支援教育就学奨励費の周知と円滑な執行	■	■	■		

取組状況と今後の取組方針

156	◇取組状況 ◆今後の取組方針
157	◇令和5年4月、夜間中学校である静岡県立ふじのくに中学校磐田本校と三島教室を開校し、学び直しのニーズに応えられるよう、学習の機会を提供している。また、スクールソーシャルワーカーについては、これまでと同様に政令市を除く全市町に配置し、貧困等の状態にある児童生徒の発見及び関係機関との連携による支援に努めた。 ◆静岡県立ふじのくに中学校について、ホームページ等を活用して広く周知することに努め、誰一人取り残さない教育の実現を目指していく。また、スクールソーシャルワーカーの人材確保と資質の向上に向けて、スキルアップ研修会の開催やスーパーバイズ等により、さらに充実した支援を進める必要がある。
158	◇私立高等学校の生徒に対して、授業料の負担軽減のため、私立高等学校等就学支援金等助成（国庫補助）及び授業料減免事業費助成（県単独事業）を行っている。 ◆今後とも、県の授業料減免を拡充し、経済的な理由で進学を断念することがないように支援を行う。
158	◇国公立・私立高校を通じて在对学生に対して、各種奨学金制度の周知を毎年行っている。また、静岡県ホームページにも各種情報の掲載と更新を行うとともに、外国人支援を行っているNPO法人やひとり親支援を行っている所属等が発行している冊子等に掲載してもらい、本課発行の「公立高校を目指すあなたへⅠ・Ⅱ」にも情報を掲載し、中学生への周知も行っている。 ◆引き続き、各国公立・私立高校や中学校を通じて、在學生への奨学金制度の周知啓発を実施していく。また、静岡県ホームページへの情報更新はもちろんのこと、外国人支援を行っているNPO法人やひとり親支援を行っている所属等とも連携して、所得連動返還型奨学金制度、給付型奨学金などの奨学金制度の周知啓発を図っていく。
159	◇就学奨励費の支給等により、学校内での教育費の負担軽減や通学費用の補助等により、経済状況や生育歴にかかわらず、学ぶ意欲と能力のあるすべての児童生徒等が質の高い教育を受けられる環境の実現に取り組んでいる。 ◆今後も、就学奨励費の支給等により、学校内での教育費の負担軽減や通学費用の補助等により、経済状況や生育歴にかかわらず、学ぶ意欲と能力のあるすべての児童生徒等が質の高い教育を受けられる環境の実現に取り組んでいく。

2.2.1.3 子どもの貧困問題に対する生活の支援

主な取組の進捗状況		◎	○	●	計						
		0	5	0	5						
主な取組と対象年代		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期					
160	○	生活困窮世帯の子どもへの学びの場の提供、放課後等学習支援の実施		■	■						

161	○	生活保護や児童扶養手当等の支給	■	■	■	■	■
162	○	生活福祉資金など自立を図るための貸付制度の周知	□	□	□	□	□
163	○	児童扶養手当の支給	■	■	■	□	
164	○	離婚前後の親を対象としたオンライン講座の実施	■	■	■		

取組状況と今後の取組方針

160	◇取組状況 ◆今後の取組方針
	◇小・中学生に対して、通所型及び合宿型の学びの場を提供している。通所型では、宿題のフォロー等の学習支援のほか食育支援、七夕、クリスマス等のイベントを開催、合宿型では、学習支援以外に野外活動、職業体験、季節体験を実施し、子どもの学習意欲の向上に加えて生活習慣の改善、自立心の育成を図っている。
	◆新型コロナウイルス感染症が収束に向かい、行動制限が緩和され始めたことから、通所型及び合宿型のプログラムを継続し、子どもの学習意欲の向上、生活習慣の改善、自立心の育成を図るよう取り組む。
161	◇児童扶養手当のほか、児童扶養手当受給者及び家計急変者等に「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親分)」を支給した。また、養育費確保等の支援として、ひとり親サポートセンターによる相談や無料弁護士相談の実施、離婚前後の親を対象としたオンライン講座を実施した。
162	
163	
164	◆引き続き、児童扶養手当を支給するとともに、令和5年度においてもひとり親世帯向けの生活支援特別給付金を支給するなど、経済的支援策について国の動向を注視していく。養育費については、ひとり親サポートセンターによる相談や無料弁護士相談の実施、オンライン講座を継続して実施していく。

2.2.1.4 保護者等に対する就労の支援

主な取組の進捗状況		◎	○	●	計	
			0	4	0	4
主な取組と対象年代		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
165	○ 生活困窮者、生活保護受給者への就労支援員による支援	□	□	□	■	■
166	○ ハローワークとの連携による就労支援	□	□	□	■	■
167	○ ひとり親サポートセンターによる就業支援	■	■	■	■	
168	○ 高等職業訓練促進給付金等による就職に有利な資格取得支援	■	■	■	■	

取組状況と今後の取組方針

165	◇取組状況 ◆今後の取組方針
166	◇県内の福祉事業所の就労支援員による支援、ケースワーカーによる支援、福祉事業所とハローワークとの連携による支援等、生活保護受給者の個別の状況に応じた就労支援を実施しているほか、生活困窮者の就労準備支援にも取り組んでいる。

	◆新型コロナウイルス感染症が収束に向かい、有効求人倍率が持ち直すであろうことを見据え、職を求める生活保護者及び生活困窮者が就職に結びつくよう、生活保護者等の生活状況や就労に活かせる技能、就労に対する意識など、個々の状況に応じて適切な支援を実施し、本人の就職活動に対する意欲を引き出すよう支援に取り組む。
167 168	◇事業主の理解促進を図るため、ひとり親サポートセンターの求人開拓員による企業訪問や事業主等を対象としたセミナーにおいて、ひとり親の現状やひとり親サポートセンターの事業概要を説明した。また、ハローワークの制度や事業について、ひとり親向けSNSで周知した。資格や技能の取得支援として、講座受講料の一部を支給するほか、養成機関に在学する期間の生活費相当額の支給をした。 ◆引き続き、ひとり親サポートセンターの求人開拓員による企業訪問や事業主等を対象としたセミナーや労働局等が主催する会議において、ひとり親の現状やひとり親サポートセンターの事業について説明し、事業主の理解促進を図る。また、就業につながる資格・技能取得の講座受講費の一部支給や、養成機関在学中の生活費相当額の支給を継続するとともに、ひとり親に対しSNS等を活用して制度を周知する。

2.2.2 障害等のある子ども・若者の支援

2.2.2.1 特別支援教育の充実

主な取組の進捗状況		◎	○	●	計					
主な取組と対象年代						乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
169	○					■	■	■	□	□
170	○						■	■		
171	○							■		
172	○					■	■	■		
173	○					■	■	■		
8	○								■	■

取組状況と今後の取組方針	
169	◇取組状況 ◆今後の取組方針
170	◇特別支援学級の担任及び通級指導教室の担当となって3年目までの者、通級指導教室の担当者全員を対象とした悉皆研修を実施した。主に講義及びグループワークを行い、研修生の満足度が高く、日々の実践への意欲を高めた。通常学級に85人の支援員、7、8人の児童生徒が在籍する自閉症・情緒学級、8人の児童生徒が在籍する知的障害学級に75人の非常勤講師を配置した。

	◆特別支援学級や通級指導教室担当者の専門性向上を目指し、現在取り組んでいる研修会を引き続き計画・実施する。また、通常の学級で担任する教職員にも広く特別支援教育の理念が浸透するよう働きかけていくよう努める。合わせて、非常勤講師配置の維持拡充を図っていく。
169 171	◇自校通級については、静岡中央高校通信制の課程3キャンパスで実施をしている。巡回通級については、19校38人が指導を受けた。「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」をもとに心理的な安定、人間関係の形成、コミュニケーションなど個々の課題に応じた指導を行っている。コミュニケーションスキル講座については、12人が参加をした。引き続き周知を図っていく。 ◆自校通級については、静岡中央高校通信制の課程3キャンパスにおいて実施をし、13人が指導を受けることになっている。巡回通級については、実施校17校において、26人の指導が始まった。引き続き周知を図り、年度途中からの支援も行っていく。コミュニケーションスキル講座についても実施する。特別な支援を必要とする生徒に対し、支援を拡充していく。
169 172 173	◇特別支援教育に関する「学齢部会」を開催し、有識者から特別支援教育の理念や具体的な施策について提言をいただいている。また、「特別支援教育推進会議」の場で各課の取組について説明、質疑応答するなどし、「静岡県における共生社会の構築を推進するための特別支援教育の在り方について」に基づき、インクルーシブ教育システムの構築を推進してきている。 ◆これまでは「個の教育的ニーズに応じた適切な教育」について基礎的環境の整備や合理的配慮に取り組んできた。今後は、「可能な限り共に学ぶ」ことに視点をあてた連続性のある多様な学びの場の整備に向け、学校3課を中心に「可能な限り共に学ぶ」ことの押さえ(静岡県の共生・教育の考え方)について検討していく必要がある。

2.2.2.2 発達障害のある子ども・若者の支援

主な取組の進捗状況		◎	0	○	3	●	0	計	3	
主な取組と対象年代										
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期				
174	○	発達障害者支援センターによる専門的相談、助言の実施、地域連携				■	■	■	■	■
175	○	開業医等を対象とした発達障害に関する専門講座、研修会の実施				■	■	■	■	■
176	○	市町における児童発達支援センター（機能）の設置促進				■	□	□	□	□

取組状況と今後の取組方針

174	◇取組状況 ◆今後の取組方針
175 176	◇発達障害のある人に対して身近な場所で専門的な支援を提供する体制を整えるため、発達障害者支援センターを県内2箇所に設置した上で、運営を専門的な知識や経験のある民間法人に委託し、コーディネーターとともに地域支援や関係機関等への研修を実施した。また、保健、医療、福祉、教育、労働等の関係機関等により構成される発達障害者支援地域協議会を年2回開催し、発達障害者の支援体制に関する課題にかかる情報共有や関係者の連携緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制整備について協議を行った。 ◆引き続き、支援機関等との連携構築や支援者等への研修を通じた地域の人材育成など、発達障害者支援センターの活動等を通じた重層的な支援体制の構築により、発達障害者(児)に対する

県全体の支援体制の充実を図っていく。

2.2.2.3 障害のある若者の就労支援

主な取組の進捗状況		◎	0	○	8	●	0	計					8	
主な取組と対象年代								乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期		
177	○	「障害者就業・生活支援センター」による日常生活等の相談支援、就職希望者・雇用主に対する助言										■	■	
178	○	「障害者働く幸せ創出センター」による企業等との連携、職域拡大に向けた農福連携の推進										■	■	
179	○	ふじのくに福産品一人一品運動の地域への展開、県と市町が連携した官公需の発注拡大										■	■	
180	○	障害のある人のための求人開拓とマッチング支援										■	■	
181	○	障害のある人の相談窓口である就労相談員配置と職場定着の支援										■	■	
182	○	障害のある人の就職を支援するため、県立あしたか職業訓練校、県立工科短期大学校等において職業訓練を実施									■	■	■	
183	○	各地区就業促進協議会の開催							□	■		□	□	
184	○	特別支援学校への就労促進専門員の配置							□	■				

取組状況と今後の取組方針

177	◇取組状況 ◆今後の取組方針
178	◇県内8箇所の「障害者就業・生活支援センター」に生活支援職員を配置し就労にあたっての生活
179	面の支援を行うほか、障害者働く幸せ創出センターでの企業と障害福祉サービス事業所の発注仲介や、「ふじのくに福産品一人一品運動」の民間企業等への拡大、農業への参入を促す農福連携支援、外部専門家のサポートによる新商品開発支援など幅広く取り組んでいる。 ◆2023年度から新たに「ふじのくに福産品等SDGsパートナー認定制度」を創設し、福産品購入企業等を認定・公表するとともに、県における入札で優遇することにより、企業等による継続的・安定的な購入を促進する。
180	◇「障害者雇用推進コーディネーター」及び2022年度から新たに配置した「障害者職域拡大コーディネーター」による関係機関と連携した障害者雇用のための企業支援により、令和4年度564人のマッチング支援をした。また、327名の障害のある人に対してジョブコーチが職場定着支援を実施した。 ◆引き続き、障害者雇用についての企業支援は、障害者雇用推進コーディネーター及び障害者職域拡大コーディネーターが支援するとともに、雇用後の定着については、ジョブコーチが支援を行う。
182	◇工科短期大学校、浜松技術専門校、あしたか職業訓練校において、事業主委託訓練、企業実習付訓練、在職者訓練を実施した。

	◆障害のある人の個々の態様や地域の企業ニーズに即した多様な職業訓練を実施する。
183	◇障害者雇用促進に向け、拠点となる12校に就労促進専門員を配置している。令和4年度は、
184	1,748箇所の実習先で実習を行い、就職率86.8%を達成している。全国平均(R3年度集計30.4%)を上回る就職率(R3年度35.0%)を維持(R4年度34.0%)し、個々の障害の特性に応じたきめ細かな進路指導を継続している。
	◆企業の障害者雇用の在り方が変化し、積極的な採用が進んできている一方で、生徒本人の特性や希望にマッチングした就労支援による離職防止・継続的雇用につなげていく必要がある。今後、新たな職場を開拓し、幅広く就職先を選択できる状況を創出していくために、就労促進専門員を活用し、取組んでいく。

2.2.2.4 慢性疾病を抱える児童等や難病患者、AYA世代のがん患者に対する教育的支援

主な取組の進捗状況		◎	○	○	●	○	計					
主な取組と対象年代								乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
185	○	訪問教育担当者連絡協議会を通じた、各校の授業実践などの取組の共有						■	■	■		

取組状況と今後の取組方針	
185	<p>◇取組状況 ◆今後の取組方針</p> <p>◇病院内学級に在籍している児童生徒のうち、病棟・病室から教室に移動して授業に参加することが困難な児童生徒に対して、リモートでのオンラインによる学習参加ができるよう、病院と連携を図りながら進めている。本人の状態や体調に合わせて、最適な形で学習提供が行えるように努めている。</p> <p>◆令和5年3月30日付けで、文部科学省から「小・中学校等における病気療養児に対するICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について」及び「高等学校等の病気療養中等の生徒に対するオンデマンド型の授業に関する改正について」が通知されている。通知について周知すると共に、通知を踏まえ、適切に対応していく。</p>

2.2.3 立ち直り支援と犯罪被害者支援、被害防止と保護

2.2.3.1 立ち直り支援

主な取組の進捗状況		◎	○	○	●	○	計					
主な取組と対象年代								乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
				3								

186	○	少年警察ボランティアとの協働による農業等の各種体験活動（スマイル・サークル・プロジェクト）の実施 ※～19歳	□	■	■	□	
145	○	【再掲】静岡県子ども・若者支援ネットワーク（子ども・若者支援地域協議会）の運営と機能強化	■	■	■	■	■
155	○	【再掲】高等学校卒業程度認定試験の実施			■	■	■

取組状況と今後の取組方針

186	◇取組状況 ◆今後の取組方針
	◇非行等の問題を抱えた少年等について、少年警察ボランティア、大学生サポーター等との連携による農業体験等の体験活動（スマイル・サークル・プロジェクト）の参加を通じて、少年の立ち直りに向けた支援を推進した。【スマイル・サークル・プロジェクト活動開催回数：342回（令和4年度）】
	◆非行等の問題を抱えた少年等に対し、少年警察ボランティア、大学生サポーター等と連携した農業体験等の体験活動（スマイル・サークル・プロジェクト）への積極的な参加を呼びかけ、少年の立ち直りに向けた支援を引き続き実施する。

2.2.3.2 犯罪被害者支援

主な取組の進捗状況		◎	○	●	計					
主な取組と対象年代						乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
187	○							■	■	■
188	○							■	■	■
189	○					□	■	■	□	

取組状況と今後の取組方針

187	◇取組状況 ◆今後の取組方針
188	◇犯罪被害者に対し連携した支援を行うため、市町や警察等担当者との合同研修会を開催している。また、性暴力被害者支援センターSORAを運営し、性暴力被害の潜在化防止と心身の健康回復を支援している。 ◆引き続き、市町や警察等関係機関と連携し、性犯罪・性暴力を含む犯罪被害者への支援を行っていく。
189	◇犯罪の被害等に遭った少年の精神的な打撃の軽減を図るため、少年サポートセンター職員による面接や体験活動等への参加を通じた継続的支援を推進した。【継続的支援実施人数：30人（令和4年）】 ◆犯罪の被害等に遭った少年の精神的な打撃の軽減を図るため、少年サポートセンター職員による面接や体験活動等への参加を通じた継続的支援を引き続き推進する。

2.2.3.3 児童虐待防止と社会的養護の推進

主な取組の進捗状況			◎	○	●	計	
				0	4	0	4
主な取組と対象年代			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
190	○	児童虐待対応力を向上する研修の実施等による児童相談所の体制強化	□	□	□		
191	○	児童家庭支援センターへの里親支援業務の委託、施設の小規模ユニット化	■	■	■		
192	○	施設等を退所した児童の自立支援			■	■	
193	○	大学等修学支援の実施			■	■	

取組状況と今後の取組方針

190	◇取組状況 ◆今後の取組方針
191	◇児童相談所職員への研修の実施や職員配置の拡充により児童相談所の機能強化を図った。施設の小規模化を進める児童養護施設等に対しては施設整備に対する助成を行った。社会的養護を経験した児童の自立に向けては、生活相談や就労相談を行うとともに、大学等に進学する児童には、入所措置(延長)解除後も修学支援を実施した。
192	
193	◆引き続き、児童相談所職員への研修の実施や職員配置の拡充により児童相談所の機能強化を図っていく。施設の小規模化を進める児童養護施設等に対しては施設整備に対する助成を行う。社会的養護を経験した児童の自立に向けては、生活相談や就労相談を行うとともに、大学等に進学する児童には、入所措置(延長)解除後も修学支援等、必要な支援を実施していく。

2.2.3.4 子ども・若者の福祉を害する犯罪対策

主な取組の進捗状況			◎	○	●	計	
				0	5	0	5
主な取組と対象年代			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
187	○	【再掲】犯罪被害者週間における講演会・キャンペーンの実施			■	■	■
188	○	【再掲】性暴力被害者支援センター設置(2018)、管理・運営(2019～)			■	■	■
91	○	【再掲】子どもの体験型防犯講座の講師養成		■			
103	○	【再掲】「子供の性被害根絶プログラム」の推進 ※～19歳	□	■	■	□	
101	○	【再掲】サイバーパトロールの実施		■	■	□	□

取組状況と今後の取組方針

187	◇取組状況 ◆今後の取組方針
188	◇犯罪被害を防止するため、見守り活動を推進するとともに、「子どもの体験型防犯講座」等を開催している。また、犯罪被害者への理解と支援を促進するため、犯罪被害者支援講演会を開催している。性暴力被害者支援センターSORAを運営し、性暴力被害の潜在化防止と心身の健康回復を支援している。 ◆引き続き、地域の自主的防犯活動を促進し、犯罪被害を防止するとともに、市町や警察等関係機関と連携し、性犯罪・性暴力を含む犯罪被害者への支援を行う。
91	
103	◇子供の性被害の実態把握と取締りの強化、小学校新入学児童の保護者を対象とした共同メッセージの発信等子供の性被害防止対策を推進した。(再掲) サイバーパトロールを通じて、児童ポルノ事犯等の取締りを推進するとともに、SNS上の不適切な書き込みに対して注意喚起・警告文を返信し、子供の犯罪被害防止に向けた取組を推進した。(再掲) ◆子供の性被害の実態把握と取締りの強化、被害に遭っている児童の早期発見・支援のほか、学校と連携した児童生徒及び保護者等に対する性被害防止のための広報啓発活動を引き続き推進する。(再掲) インターネット上の違法・有害情報に対するサイバーパトロール等を通じた取締りのほか、SNS上の不適切な書き込みに対する注意喚起・警告活動を推進し、子供の犯罪被害防止に向けた取組を推進する。(再掲)
101	

2.2.4 特に配慮が必要な子ども・若者の支援

主な取組の進捗状況		◎	2	○	17	●	2	計					21
主な取組と対象年代								乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
194	○								□	■	■	■	
195	○								□	■	■	■	
196	●								□	■	■	■	
197	○								□	■	■	■	
198	○								□	■	■	■	
199	○								□	■	■	■	
200	○									□	■	■	
201	●										■	■	
202	○										■	■	
203	◎								■	■	■		
204	○								■	■	■		
205	◎								■	■	■		
206	○								■				
207	○									■			

		に向けた日本語教育、キャリア教育等の実施					
208	○	義務教育に準じる教育を行う私立外国人学校(各種学校)の運営費への助成		■	■		
209	○	外国人児童生徒相談員、外国人児童生徒スーパーバイザー等の任用・派遣		■	■	■	■
210	○	初期日本語指導カリキュラムの活用		■	■	■	■
211	○	高等学校入学者選抜における外国人生徒選抜の実施			■		
212	○	「外国人生徒支援事業」の実施			■		
152	○	【再掲】定時制生徒支援、外国人生徒支援にかかる事業実施			■		
213	○	通訳が必要な児童生徒とその保護者に対し、支援員を派遣	■	■	■		

- ◎ . . . 203 35市町すべてにヤングケアラーの担当課を設置し、31市町で行政や教育委員会などと連携したヤングケアラー支援体制を構築した。
- 205 福祉・教育・地域の方など、合計34回、2,194人に対してヤングケアラーの研修を実施した。
- . . . 196 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に配慮し、街頭啓発を見送った。今後は、web等を活用した啓発を合わせて実施する。
- 201 県ホームページ上で実施団体を公募し、1件の応募があったが、実施要件を満たしておらず不採択となった。

取組状況と今後の取組方針

200	◇取組状況 ◆今後の取組方針
201	◇24時間365日受付の若年層向け電話相談窓口を設置するとともにICT等を活用した相談窓口の周知を図るほか、ストレスに直面しても自分自身で適切な対処する方法を身に付けるセルフケアワークショップを実施した。また、周囲で悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴き、必要な支援につなげて見守るゲートキーパーの養成を市町等と連携して実施した。 ◆物価高騰等の影響により、若年層の自殺リスクは依然として高い状況と考えられるため、関係機関との連携の下、引き続き各種施策を実施する。特に、若年層の利用率が高いWebメディアを有効に活用した相談窓口及びゲートキーパーの役割の周知を図る。
203	◇市町に対してコーディネーターを派遣し、状況をヒアリングするとともに市町の支援体制構築を支援した。電話とLINEによる相談窓口を設置し、ヤングケアラーに関する相談対応を実施した。ヤングケアラーを早期に発見し、支援に繋げるため関係機関職員を対象とした研修を実施した。当事者同士の相互交流を促進するためピアサポート活動団体への支援を実施した。 ◆ヤングケアラーの個別事例に対して市町に対して助言を行うアドバイザーを配置する。学校におけるヤングケアラーの認知度向上を図るため出前講座を実施する。電話、LINE相談窓口の設置、関係機関職員への研修、ピアサポート活動団体への支援は継続して実施していく。
204	
205	
206	◇市町教育委員会、外国人学校等の協力を得て、県内在住の外国人の子供の就学状況について全市町で「就学状況等調査」を実施し実態を把握するとともに、外国人の子供の就学促進を図った。 ◆市町教育委員会等に対し、外国人の子供の就学状況の把握と、不就学や就学状況が確認できない子供への働きかけを依頼する。
207	◇私立学校における国際化の推進と、国内外で活躍できるグローバル人材を育成するために、私立
208	学校外国語教育支援事業を助成している。

	◆今後とも、私立学校外国語教育支援事業により、国際化の推進と国内外で活躍できるグローバル人材を育成する。
209 210	◇日本語指導コーディネーターが定期的に学校を訪問し、児童生徒の実態を適切に把握した上で目標や指導計画の修正・実施を助言することができた。そのため、外国人児童生徒等に対して、必要な支援が実現できている学校の割合は、小学校で95.7%、中学校で88.5%となった。 ◆多言語化の進行に対し、バイリンガルの相談員等による支援では限界があるため、「日本語による日本語指導」の普及に併せ、「やさしい日本語」の活用を広げていく。加配教員を含め、日本語指導担当教員に対する研修が限られているため、日本語指導コーディネーターによる各学校や市町教育委員会への研修会を充実させ、教員の資質向上を図る。
211 212 152	◇外国人生徒選抜を公立高校9校12科で実施している。支援が必要な外国人生徒が在籍している学校に対しては、外国人生徒支援事業、外国人生徒みらいサポート事業を実施している。希望があったすべての学校に支援を実施しているが、支援時間の拡大、言語の多様化への対応が必要である。生徒本人だけでなく、保護者とのコミュニケーションが難しいケースもあり、保護者への支援も求められる。 ◆令和5年度より日本語指導が必要な生徒を対象とした教育課程を編成することができるようになったため、各学校の実態に合わせた活用方法について検討する。日本語を教えることができる人材の確保や育成も必要である。
213	◇学校で保護者面談等を行う際に、日本語の支援が必要な児童生徒及び保護者に対して支援員を派遣し、通訳などのサポートに取り組んだ。日本語の習得が課題となる児童生徒への支援に対しては、個別の指導計画に基づき支援を行い、外国籍の児童生徒が学ぶ機会を受けられるよう、市町教育委員会と連携する必要がある。 ◆児童生徒においても保護者にとっても、「安心・安全」である学校であるためには、日本語の支援が必要な御家庭への支援を継続していく必要がある。誰一人取り残さない教育の実現に向け、市町教育委員会と連携しながら取り組んでいく。

基本方針3 夢の実現を目指す子ども・若者の支援

3.1 グローバル社会で活躍する人材の育成

数値目標（指標）の達成状況

通番	施策	指標	基準値	実績値	目標値	評価
48	3.1.2.1	地域日本語教育を通じて多文化共生の場づくりに取り組む市町数	(2020年度) 4市町	(2022年度) 11市町	19市町	基準値以上
49	3.1.2.1	ふじのくにグローバル人材育成基金による海外交流者数	(2017～2020年度) 累計688人	(2022年度) 471人	(2022～2025年度) 累計1,000人	基準値以上
50	3.1.2.1	グローバルハイスクール指定校数	(2021年度) 3校	(2022年度) 6校	延べ21校	目標値以上
51	3.1.2.2	県内高等教育機関から海外への留学生数	(2020年度) 19人	(2021年度) 43人	1,000人	基準値以上

52	3.1.2.2	外国人留学生数	(2020.5.1) 3,939人	(2022年度) 3,513人	5,000人	基準値 未満
53	3.1.3	環境保全活動を実践している 若者世代の割合	(2021年度) 77.4%	(2022年度) 74.8%	78%	基準値 未満
54	3.1.3	水の出前教室実施回数	(2020年度) 140回	(2022年度) 190回	毎年度 140回	目標値 以上
55	3.1.3	森林環境教育指導者養成人数 (養成講座修了者数)	(2020年度) 51人	(2022年度) 98人	150人	基準値 以上
56	3.1.4	「自然科学やものづくりに関心があ る」と答える生徒の割合	(2020年度) 56.1%	(2022年度) 54.7%	75%	基準値 未満

3.1.1 地域についての学びの充実

主な取組の進捗状況		◎	○	●	計					
主な取組と対象年代						乳 幼 児 期	学 童 期	思 春 期	青 年 期	ポ ス ト 青 年 期
214	○	ふじのくに地域・大学コンソーシアムによる地域学講座の提供						□	■	
22	○	【再掲】高等学校文化連盟と連携した高校生の文化活動の推進						■		
16	○	【再掲】富士山の日運動の推進				■	■	■	■	■
17	○	【再掲】世界遺産富士山・韮山反射炉に関する県民講座等の実施				□	■	■	■	■
21	○	【再掲】ふじのくに茶の都ミュージアム 小中学校等の施設利用や 体験学習の積極的な受入					■	■	■	□

取組状況と今後の取組方針

214	◇取組状況 ◆今後の取組方針 ◇本県ならではの「ふじのくに学」の普及を通じて、地域への知の還元と愛着の醸成を図り、県内高等教育機関が連携して地域に貢献できる人材を育成する。 ◆県内高等教育機関が連携して地域に貢献できる人材を育成し、活躍の場を創出するため、産学官が一体となった議論を通じ、地域や社会の要請に応える学びの充実を図っていく。
22	◇高等学校の文化部活動に外部指導者を派遣することにより、部活動の活性化を図り、本県の高等学校の文化活動の充実に資する「文化の匠」事業で、125人、86校、126部活に講師を派遣した。全国総合文化祭に本県から19部門78校、356人が参加した。書道、放送、新聞、将棋、日本音楽、百人一首の6部門で8団体、1個人が上位入賞を果たした。高等学校文化連盟と連携して県高等学校総合文化祭を開催している。 ◆「文化の匠」を活用している多くの学校から、指導時間数と外部指導者の加増を求められている。講師が高齢で今後も継続した指導をお願いできるかどうかわからない部もあり、人材の確保も課題である。

3.1.2 国際交流と海外留学の促進

3.1.2.1 国際交流と外国語教育の充実

主な取組の進捗状況		◎	○	●	計
主な取組と対象年代		0	8	1	9
					乳幼児期 学童期 思春期 青年期 ポスト青年期
215	○ 本県の友好提携先などを中心とした青少年の交流の支援				■ ■
216	○ 世界の文化と暮らし出前教室の開催やふじのくに多言語情報発信サポーターの活用				■ ■ □ □
217	○ 地域住民が日本語教育の場に関わる地域日本語教室の設置を促進				■ ■ ■
218	○ モンゴル国（ドルノゴビ県を含む）との高校生交流（派遣・受入）				■
219	○ 小学校の外国語教育に関する教員を対象とした校内研修の実施				■ ■ □ □
220	○ 外国語活動及び外国語教育推進リーダーの育成・活用（2018～20）、効果検証（2021）				■ ■ □ □
221	○ 青年海外協力隊、青年ボランティア等への教職員の派遣の推進				□ □ ■ ■
222	○ グローバルハイスクール研究指定				■
223	● 日中青年代表交流の実施				■ ■

●・・・223 新型コロナウイルス感染症の影響により、渡航による交流ができなかったため。

取組状況と今後の取組方針

215	◇取組状況 ◆今後の取組方針 ◇面交流の再開を受け、モンゴルからの高校生団を3年ぶりに受け入れたほか、県内大学生をブラジルに派遣し、日本文化の発信や県人会との交流を行った。また、オンラインの交流では、韓国について、同国のK-POP高校の学生と本県高校生が交流し、台湾については、高校生同士が互いの防災への取組を学び、理解を深めた。対面とオンラインを併用した「ツイン外交」により、県内の学生が海外と、様々な分野で交流する機会を設けることができた。 ◆引き続き、対面とオンラインを併用する「ツイン外交」により青少年の交流を支援する。モンゴルについては、現地派遣を再開する予定であり、教育委員会と連携して調整を進める。また、海外及び国内の教育関係機関と連携して本県への訪日教育旅行を誘致し、各国・地域の生徒が本県の魅力に触れる機会をつくることで、本県学生との交流の契機を創出する。
216 217	◇「世界の文化と暮らし出前教室」を小中学校等延べ80件、5,088人に対して講座を実施するとともに、静岡県地域日本語教育推進方針に基づき、日本人と外国人がともに学ぶ多文化共生の拠点としての地域日本語教室の整備に取組んだ。 ◆様々な年代や立場の人たちの多文化共生意識の形成と定着を図るため、引き続き出前教室を実施するとともに、地域日本語教育推進体制の整備を行い、外国人県民と日本人県民の交流と学びの場づくりを進める。
	◇2022年度、コロナ禍ではあったがオンラインによる交流を促進し、米ジョージタウン大での英会話プ

	<p>ロケプログラムに36人、県内企業等3社の協力による海外インターンシップに130人が参加した。また、2022年11月より海外体験促進(留学)の募集を再開、留学希望者10人に補助金を交付、実際の海外渡航による留学を支援した。</p> <p>◆リアルな異文化体験が可能な海外渡航と、効率的に学習・交流ができるオンラインプログラムの双方を進めることにより、アフターコロナを見据え、グローバル教育の充実を図るとともに、子どもたちが改めて世界へと目を向けることができる機運を再醸成していく。</p>
	<p>◇経常費助成にて、私立高校における留学生へ、選ばれる私学を目指して特色ある教育を行っている学校に特別の配分加算を実施している。</p> <p>◆今後とも、経常費助成を利用し、ポストコロナのグローバル化への対応と多文化共生意識のさらなる定着を図っていく。</p>
219 220 221	<p>◇小・中・高連携の英語指導力向上事業、LETS認定教員や英語専科指導教員、ALTなど英語教育に携わる人材に応じた研修の充実を図り、各小中学校における外国語教育推進教員を育成している。また、青年海外協力隊等の教職員への派遣についても、派遣を勧めている。</p> <p>◆小・中・高連携の英語指導力向上事業、LETS認定教員や英語専科指導教員、ALTなど英語教育に携わる人材に応じた研修のさらなる充実を図り、オンラインを活用するなど、各小中学校における主体的に学び続ける教員を育成していく。青年海外協力隊等の教職員への派遣についても、派遣を勧めていく。</p>
	<p>◇コロナの影響により、ALTによる学習の機会が減ってしまうなど、異文化に触れ合う機会が減少した。今後は、異文化理解や国際交流の機会を確保し、児童生徒らが学ぶ機会を保てるように努めていく必要がある。</p> <p>◆社会のグローバル化、多様性を受入れることのできる社会の実現など、子ども達にとって異文化理解や国際交流の機会は重要な機会となっている。今後も、こうした学びの機会を確保できるように努めていく。</p>
222	<p>◇下田、静岡城北、相良、浜松湖東、日大三島、静岡聖光において、各校の設定した課題の研究を行った。地元産業界、大学等との連携、海外の高校や大学との連携による研修を実施した。地域の課題をグローバルな視点で捉え解決を図ったり、市と連携した地域魅力化を目指す内容で、オンライン交流を含む国内中心型での課題研究の実施となった。</p> <p>◆継続の下田、相良、日大三島に加え、韮山、富士宮東、静岡城北を新規に指定した。グローバルな視点で各校の設定した課題について探究していく。本年度は、海外渡航を実施する見込みであり、異文化交流を通じてグローバルな課題解決を行う学校や、地域と連携して多様な住民との交流し、住みやすい街づくりについて探究していく学校がある。</p>
223	<p>◇新型コロナウイルスの影響により、浙江省交流、静岡県交流は実施を見送った。代替として、「中国浙江省魅力探求セミナー」を開催した。第1回の「お茶で中国を知っChaおう!!」で県民の浙江省への興味関心を高め、第2回の「Zoomでお手軽国際交流しませんか!!」では、静岡県と浙江省の過去参加者がZoomで再び交流する機会を設けた。</p> <p>◆渡航による交流が可能となった場合、これまでと同様の「浙江省交流」「静岡県交流」を安全に実施するために、関係機関と調整し計画していく。また、交流を途絶えさせないよう、オンラインを活用した青年同士の交流等、代替事業を実施する。</p>

3.1.2.2 海外留学と留学生受入の推進

主な取組の進捗状況		◎	0	○	3	●	0	計					3
主な取組と対象年代							乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期		
224	○	民間企業や各種団体などとの産学官の連携を強化し、県内大学生の海外留学を支援								■			
225	○	国内外の日本語学校等への情報発信の強化								■			
226	○	滞在サポートや交流支援、就職支援など、ふじのくに地域・大学コンソーシアムが実施する留学生支援事業を支援								■			

取組状況と今後の取組方針

224	◇取組状況 ◆今後の取組方針											
225	◇2020年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響による世界的な出入国制限により、激減している。海外留学応援フェアの開催やふじのくに留学応援奨学金により、大学生の海外留学を支援する。 ◆コロナ禍で大きく落ち込んだ海外留学の機運を再び醸成し、海外への留学生数をコロナ禍前の水準に回復させるため、ふじのくに地域・大学コンソーシアムと連携し、学生のニーズにあった情報発信方法や奨学事業に取り組む。											
226	◇新型コロナウイルス感染症の影響により、目標値を下回っているが、2022年度は回復傾向が見られる。ふじのくに地域・大学コンソーシアムを通じて渡日後の生活支援や交流促進、就職支援を強化するとともに、デジタルを活用した留学促進事業に取り組んでいる。 ◆新型コロナウイルス感染症の影響で激減した留学生の獲得に向け、ふじのくに地域・大学コンソーシアムを通じ、滞在サポートや交流支援、就職支援を行うとともに、県内定着を促進し、就職(出口)の成果が留学生の受入れ(入口)の拡充につながる好循環システムを構築する。											

3.1.3 ESDの推進

主な取組の進捗状況		◎	1	○	7	●	1	計					9
主な取組と対象年代							乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期		
227	○	環境学習フェスティバルの開催					□	□	□	□	□		
228	○	環境教育ネットワーク推進会議の開催					□	□	□	□	□		
229	○	子ども環境作文コンクールの開催						■	■				
230	○	SNS等を活用した情報発信						■	■	■	■		
231	○	食べきりやったね！キャンペーン、使いきり実践チャレンジの実施					□	■	■	■	■		
232	●	ボランティア等との協働による富士山の清掃活動、植生の復元・保全								□	□		

		等の実施					
233	◎	水の作文コンクールの実施、小学生を対象とした「水の出前教室」の実施		■	■		
234	○	森林環境教育指導者養成講座の開催				■	■
235	○	年次別研修（教科別研修）の実施		■	■	□	□

- ◎・・・233 令和4年度は新型コロナウイルス感染症拡大による社会見学中止の影響により、出前教室の応募が増加し、目標値を上回った。215回（令和4年度）
- ・・・232 令和4年度は前年度と比べ新型コロナウイルスの感染が落ち着いてきたこともあり、参加者数が回復してきている。7,624人（令和4年度）

取組状況と今後の取組方針

227	◇取組状況 ◆今後の取組方針
228	◇環境保全活動を実践している若者世代の割合は、全体としては横ばいで推移しています。次代を
229	担う若年層の環境意識向上のため、家庭や学校で活用できる環境学習ポータルサイト「ふじのくに
230	環境ラボ」の運用を開始するとともに、地域で環境学習を展開できる指導者のスキルアップ講座等の実施や、本県の環境に関する状況や取組状況などについて、分かりやすい情報発信を心がけていますが、若者世代に対して十分に届いていない可能性があります。
	◆環境学習・活動情報の発信を行う「環境学習ポータルサイト」の利用促進を教育委員会等と連携しながら進めるとともに、地域で実践活動を実施しているNPOや団体等の活動を促進し、若者世代が環境保全等に対する意識や行動を高める機会を創出していきます。また、SNSやインターネットの情報発信を強化する等、若者世代への情報発信等を進めていきます。
231	◇食べきりを啓発する「食べきりやったね！キャンペーン」では、454店舗の協力の下、外食店での「食べきり」を呼び掛けたほか、家庭向けの啓発として、小学校3校、中3校で出前講座を実施した。また、新たに食品ロス削減のために実践していること等をInstagram等で募集する「ふじのくに教えて食品ロス削減投稿キャンペーン」を実施し、取組を多くの県民に情報発信、共有することができた。
	◆企業と連携した県民参加型のキャンペーンや幅広い世代を対象とした啓発を実施することで、広く県民に食品ロスの問題を周知することができており、今後も引き続き、食品ロスの周知のための啓発を行うとともに、県民一人ひとりが日常生活において食品ロス削減を心がける意識変容や、食品ロス削減につながる実践行動を積極的に促すための取組を実施していく。
232	◇富士山麓の周辺道路沿いにおける清掃活動では、新型コロナウイルス感染症対策に配慮し、主催者と共催者のみで実施した。富士山麓の貴重な生態系を保全する草原生植生保全活動では、2022年度は公募ボランティア含む16名で実施した。南アルプスの魅力発信では、ユーチューブを活用して南アルプスの自然環境の保全に関する講座等を配信した。
	◆富士山の環境負荷の軽減や豊かな自然環境の回復・保全では、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、特に次世代を担う若年層のボランティア参加者数を増加させるよう、さまざまな広報媒体を用いて募集を強化する。南アルプスの魅力発信では、引き続きユーチューブを活用して南アルプスの自然環境に関する動画を配信する。
233	◇学校のカリキュラムの中で小学4年生を対象とした水の出前教室を実施し、新型コロナウイルス感染症拡大による浄水場等の社会見学中止の影響により、学校からの出前教室の応募が増加して、令和4年度の実施回数は215回となり、目標値(140回)を上回りました。また、学校へのアンケート結果では、9割以上が「よかった」との回答をしており、内容への満足度も高い結果を得ました。

	◆持続可能な水循環社会の形成を図るため、継続して県民に健全な水循環の重要性に関する知識を普及・啓発し、理解と関心を深めるとともに、次代を担う子どもへの水の出前教室等の啓発活動に取り組みます。
234	◇目標：森林環境教育指導者養成人数(養成講座修了者数)150人 自然環境や森林・林業に関する専門的な知識をわかりやすく伝え、安全な活動を行うことができる指導者を育成した。また、学校、緑化推進活動を担う団体や林業従事者等と連携し、小学生を対象とした森林ESDプログラムの開発に取り組んだ。 ◆引き続き専門的な知識をわかりやすく伝える、環境教育指導者の育成に取り組むほか、ホームページ等で指導者の情報を発信し、活用を促進していく。森林ESDプログラムについては、開発協力校の評価をふまえ、更に充実したプログラムの提供と普及に取り組む。
235	◇理科の研修において、自然環境の大切さを考察する機会を設けるため、実習助手に対しては外部の講師を招いて廃液の処理の仕方の講義を、初任者に対してはeラーニングでの講義や野外実習を行った。 ◆環境問題に照らして必要となる資質・能力を、各教科等の役割を明確にしなが、教科等横断的な視点で育成することを踏まえた内容の研修を継続して実施することにより、環境学習の充実を図り、持続可能な取組を継続していく。

3.1.4 専門性を高める教育の充実

主な取組の進捗状況		◎ 0	○ 1	● 1	計 2
主な取組と対象年代					乳幼児期 学童期 思春期 青年期 ポスト青年期
236	○ 新時代のリーダーとなる教員育成				■ □
237	● スーパーサイエンスハイスクールへの支援、サイエンススクールの取組を支援・普及				■ □

●・・・237 令和4年度も新型コロナウイルス感染症対策で予定していた講座や研究施設等への訪問等が実施できず、目標値を大きく下回った。

取組状況と今後の取組方針	
236	◇取組状況 ◆今後の取組方針 ◇学校教育設備整備費等補助金を利用し、学校法人が理科、数学教育を実施するための設備の整備や、理科観察実験アシスタントの雇用に要する経費の一部を補助し、理科、数学教育の振興を図っている。 ◆今後とも、私立学校が理科教育、数学教育に必要な設備の整備に要する経費を支援していく。
236	◇新時代のリーダーとなる高校教員を育成するため、所属校の教育課題解決をテーマとするアントレプレナーシップ式能力育成プログラムを通し、変化を恐れぬ積極性とリーダーシップ(総合的人間力)、社会環境の急速な変化により生じる教育課題の解決に導く資質能力(教育業務遂行力)を身に付ける研修を実施した。(R4参加者数:13人)

	◆今年度中に策定される「静岡県スタートアップ支援戦略」を踏まえ、関係部局と連携しながら児童生徒に対するアントレプレナーシップ教育の実施に向け具体的な取組内容を決定する。また、高校教員を対象とするアントレプレナーシップ式能力育成プログラムも継続して実施していく。
237	◇サイエンススクール指定校においては、大学や研究施設等の見学、講話や実験実習講座等を実施したり、富士山等の学校周辺の自然環境についてフィールドワークを実施したりすることで、自然科学への興味・関心を高めている。また、小・中学生を対象とした科学教室や実験講座を実施し、教えることの楽しさを実感するとともに、普及啓発に貢献している。 ◆引き続き理数系教育の充実に向けて、指定校における講座や施設見学等の取組を継続して、理数探究の授業における探究活動の充実につなげるとともに、理数科における取組を普通科や他校に共有を進めていく。また、小・中学生に対する実験講座においても、科学の楽しさの周知とともに、学校の特色としてアピールできるように内容の充実を図る。

3.2 スポーツと文化芸術活動の振興

数値目標（指標）の達成状況

通番	施策	指標	基準値	実績値	目標値	評価
57	3.2.1	アスリート等を派遣してのクリニックへの参加人数	(2020年度) 222人	(2022年度) 759人	(2022～2025年度 合計) 10,000人	基準値 未滿

3.2.1 競技者と芸術家の育成

主な取組の進捗状況		◎	0	○	2	●	1	計	3	
主な取組と対象年代										
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期				
238	○	SPAC演劇アカデミーの開講				□	□	■	□	□
239	○	アーツカウンシルしずおかによる人材育成				□	□	□	■	■
240	●	中学校部活動や競技団体強化事業等への、オリンピックや実業団選手等のトップアスリートの派遣					■	■		

- ・・・240 感染症対策及びクリニックの質の向上に向けた、1クリニックあたりの受講者数の減少によるもの。また、講師の平均謝金単価の上昇に伴い、予算内で開催できるクリニック回数の減少によるもの。

取組状況と今後の取組方針	
238	◇取組状況 ◆今後の取組方針
239	◇SPAC「演劇アカデミー」では、令和4年度に第二期生15名を育成した。SPAC俳優等が年間を通じて座学や実技を行い、3月下旬には成果発表会を開催した。

	◆今後も、「演劇の都」構想の人材養成組織として、将来の演劇人材を目指す高校生に対して、演劇に必要な感性、体験、知識等を育み、静岡発で世界に羽ばたく演劇人材を輩出する「SPAC演劇アカデミー」を継続する。
240	◇令和4年度は延759人がトップアスリート等によるクリニックを受講した。各クリニックの受講者の満足度は非常に高いものの、講師(アスリート)からは、個に応じた指導の充実及び感染症対策として1クリニックあたりの受講者数制限の要望が多くあった。また、クリニックの受講者数が少ない方が、受講者の満足度が高い傾向にあった。 ◆開催実績の少ない競技を中心に、受講者の満足度の高いクリニックを引き続き実施していく。

3.2.2 障害者のスポーツと文化芸術活動の振興

主な取組の進捗状況		◎	0	○	6	●	0	計					6	
主な取組と対象年代								乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期		
241	○	静岡県障害者芸術祭の開催									■	■		
242	○	関係団体と連携した障害のある人の文化芸術活動の支援									■	■		
243	○	パリ2024パラリンピックに向けたアスリート支援、その後の支援の継続									■	■		
244	○	静岡県障害者スポーツ大会(わかふじスポーツ大会)の開催							□	■	■	■		
245	○	障害者を対象とするスポーツや文化芸術活動に関するイベントの周知							■	■	□	□		
246	○	特別支援学校の児童生徒を対象としたスポーツの映像によるコンテンツの実施							■	■	□	□		

取組状況と今後の取組方針	
241	◇取組状況 ◆今後の取組方針
242	◇障害者芸術祭では、令和4年度に県内3地区において、県の総合芸術祭である「ふじのくに芸術祭」との一体化を図った。障害のある人の作品をふじのくに芸術祭のギャラリー内で展示する等、多様な表現活動の鑑賞機会を提供した。また「みらーと」において、県内3会場での支援人材育成セミナーの開催や、県内3地区に支援コーディネーターを配置しての相談支援窓口の設置等により、障害のある人の文化芸術活動の取組支援を行った。 ◆障害者芸術祭では、引き続き、ふじのくに芸術祭との一体化を進めることで、県民の文化芸術活動に参加する機会の充実と、相互理解の促進を図っていく。また「みらーと」が実施する相談支援や訪問調査等を通じて、他団体や特別支援学校等との協働ネットワークを構築し、支援体制の強化や障害者芸術のすそ野拡大を図っていく。
243	◇令和4年度は静岡県障害者スポーツ大会(わかふじスポーツ大会)が12競技実施され、選手役員等2,816人が参加した。パリ2024パラリンピック競技大会に多くの本県選手を輩出するため、選手21人を支援した。

	◆わかふじスポーツ大会に一人でも多く参加できるように、市町と連盟し、募集・周知を引き続き実施してしていく。
245	◇障がい者スポーツ協会やスポーツ振興課と連携を図りながら、障害者の生涯学習支援へ繋がるような裾野拡大に向けた情報発信に努める必要がある。
246	◆障害者の生涯学習や健康作りの観点から、各種のスポーツ教室や文化芸術活動への参加を促していくことは重要なテーマとなる。したがって、他課や他部局と連携しながら、今後も継続して情報発信に取り組んでいく。

基本方針4 子ども・若者の健やかな成長を支える担い手の養成・支援

4.1 多様な担い手の養成・支援

数値目標（指標）の達成状況

通番	施策	指標	基準値	実績値	目標値	評価
58	4.1.1	養成した青少年指導者の延べ活動回数	(2020年度) 2,953回	(2022年度) 3,022回	4,800回	基準値以上
59	4.1.1	市町における地域の青少年声掛け運動実施率	(2020年度末) 82.9%	(2022年度) 100%	100%	目標値以上
60	4.1.2	青少年ピアカウンセラー養成講座修了者数	(2021年度) 10人	(2022年度) 25人	毎年度 30人	基準値以上

4.1.1 指導者や協力者等の養成

主な取組の進捗状況		◎	1	○	14	●	0	計	15	
主な取組と対象年代										
						乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
247	◎	人権啓発指導者養成講座等の実施による人権擁護委員への支援								□
93	○	【再掲】民生委員・児童委員活動の支援					□	□	□	□
248	○	地域に根ざした青少年指導者の級位認定取得の推進				□	□	■	■	■
249	○	青少年活動団体が行う青少年リーダー育成への支援				□	□	■	■	■
250	○	若者または若者団体の研修会への招聘及び社会的評価							■	■
251	○	地域の青少年声掛け運動の展開					■	■	□	□
252	○	少年警察ボランティア等と連携した取組の推進							■	■
7	○	【再掲】「声かけサポーター」の養成						□	■	■
177	○	【再掲】「障害者就業・生活支援センター」による日常生活等の相談支援、就職希望者・雇用主への助言							■	■
23	○	【再掲】スポーツ人材バンクの利用による地域人材の活用促進						■		

253	○	「しずおか寺子屋」の拡大		■	■	■	□
254	○	家庭教育支援基礎講座とフォローアップ研修の開催	■	■	■	■	■
255	○	家庭教育支援チームによる活動の推進	■	■	■	■	■
25	○	【再掲】青少年団体に対する活動支援（次代を担う青少年育成事業）		■	■	■	■
26	○	【再掲】静岡県青少年育成会議による健全育成に係る県民運動推進事業		■	■	■	■

◎・・・247 新型コロナの感染対策として、会場とZoom配信の併用型開催とし、さらに受講者が都合の良い時間に受講できるようアーカイブ配信を実施。受講者数が増加した。

取組状況と今後の取組方針

247	◇取組状況 ◆今後の取組方針
	◇新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、感染対策として、会場とZoomの併用型開催に加え、受講者が都合の良い時間に受講できるよう、新たにアーカイブ配信を実施した。 ◆引き続き、社会の状況を的確に捉えながら、人権擁護委員の養成に資する講座内容を吟味するとともに、在宅等でも受講できるよう、オンライン配信を活用した講座等の開催に取り組んでいく。
248 249 250	◇新型コロナウイルス感染症のため、宿泊活動ができずに事業を中止してしまった団体がある一方、実施日を調整しながら、青少年指導者育成の機会を確保し、体験活動を通して参加者の成長へとつなげていた。 ◆「アフターコロナ」として活動が増えることを踏まえ、引き続き、上級取得研修会を実施し、活動意欲を高めていく。また、多くの団体へ事業に参加してもらえるよう、ホームページ等を通して広報していく。
251	◇今年度より、市町における地域の青少年声掛け運動の実施率100%を目標に取り組んだ。前後期ともに全ての市町で行われ、100%の目標を達成している。地域の状況に応じて、コロナで活動が中止されることもあったが、年間通じて計画的に活動が展開されている。 ◆これからも、市町の実施率100%を継続できるように協力を要請する。市町の働きかけにより、運動が周知されてきているが、他の市町の効果的な取り組み事例を県の研修会等で共有し、独自の取り組みにつなげてもらう。
252	◇少年警察ボランティア等と連携した街頭補導、少年の立ち直り支援等を推進した。 ◆少年警察ボランティア等と連携した街頭補導、少年の立ち直り支援等を引き続き推進する。

4.1.2 学生ボランティア、青年ボランティアによる相談・支援

主な取組の進捗状況		◎	○	●	計					
主な取組と対象年代		0	5	0	5	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
76	○	【再掲】思春期健康相談室「ピアーズ ポケット」の運営						■	□	□
80	○	【再掲】中・高での思春期講座、エイズピアカウンセラー養成講座の開催						■		

256	○	青少年ピアカウンセラーの養成・活用		□	■	■	■
253	○	【再掲】「しずおか寺子屋」の拡大		■	■	■	□
186	○	【再掲】少年警察ボランティアとの協働による農業等の各種体験活動（スマイル・サークル・プロジェクト）の実施 ※～19歳	□	■	■	□	

取組状況と今後の取組方針

76	◇取組状況 ◆今後の取組方針 ◇思春期健康相談室では、同世代のカウンセラーが相談に応じる場を提供した。 ◆同世代のカウンセラーが相談に応じる場として、思春期健康相談室を今後も運営。
80	◇保健所職員が学校に出向いて高校生向けの思春期講座を開催し、講義やデモンストレーションを通じて性感染症に関する正しい知識の普及啓発を図っているが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、エイズピアカウンセラー養成講座の実施を見送った。 ◆引き続き、保健所を中心に、中高生を対象とした思春期講座、エイズピアカウンセラー養成講座を開催し、正しい知識の普及啓発を図るとともに、ピアサポートの充実に取り組む。
256	◇募集定員30人に対し、26人の応募参加があった。研修3日（内1日オンデマンド動画で受講）、実習1日を思春期健康相談室で行い、25人が修了した。 ◆県内の大学・専門学校等にチラシ等による広報活動を行い、引き続き、講師の方たちと連携し、青少年ピアカウンセラーを養成する。
186	◇非行等の問題を抱えた少年等について、少年警察ボランティア、大学生サポーター等との連携による農業体験等の体験活動（スマイル・サークル・プロジェクト）の参加を通じて、少年の立ち直りに向けた支援を推進した。（再掲） ◆非行等の問題を抱えた少年等に対し、少年警察ボランティア、大学生サポーター等と連携した農業体験等の体験活動（スマイル・サークル・プロジェクト）への積極的な参加を呼びかけ、少年の立ち直りに向けた支援を引き続き実施する。（再掲）

4.2 教員の資質能力の向上

数値目標（指標）の達成状況

通番	施策	指標	基準値	実績値	目標値	評価
61	4.2.1	「静岡県教員育成指標」を活用した教員の割合	(2020年度)	(2022年度)	100%	基準値以上
	85.6%		95.2%			
62	4.2.1	全国規模の学力調査で全国平均を上回る科目の割合	(2021年度)	(2022年度)	小100% 中100%	基準値以上
			小0% 中100%	小学校 33% 中学校 100%		

4.2.1 授業力の向上

主な取組の進捗状況			◎	○	●	計					
			0	6	0	6					
主な取組と対象年代					乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期		
257	○	私立学校教職員研修等事業費助成	■	■	■	□	□				
258	○	教員の資質能力の向上に関する協議会の開催		■	■	□	□				
259	○	全国学力・学習状況調査分析会（国語・算数（数学）・理科）		■	■						
260	○	学力向上推進協議会・学力向上連絡協議会の開催		■	■						
261	○	年次別の研修の実施 個別の教育支援計画、個別の指導計画作成に係るオンライン研修の開催	■	■	■						
262	○	教員対象研修の実施 推薦研修「主体的・対話的で深い学び」を支える授業研究（令和6年度まで）【再掲】（小中・高校・特支）／高等学校定期訪問【再掲】（高校）／教育課程研究集会【再掲】（高校）／年次別研修（教科別研修）【再掲】（小中）／各教科に関する希望研修【再掲】（小中）／年次別研修（特支）／特別支援教育に関する希望研修（特支）		■	■	□	□				

取組状況と今後の取組方針

257	◇取組状況 ◆今後の取組方針 ◇私学団体が、私立学校教職員の資質向上のために実施する研修事業の経費を助成し、私学教育の充実を図るとともに、特色かつ魅力ある私立学校づくりを支援している。 ◆今後とも、教員の資質向上を図るとともに、生徒や保護者の多様な教育のニーズに応え、選択される魅力ある私立学校づくりに資するために、私学団体が実施する研修事業の経費に対して助成を行う。
258	◇「静岡県教員育成指標」について、同指標に基づく教員研修の実施、活用を促進するための補助資料の発行、教員採用試験や人事異動方針への反映、学校訪問を通じた周知等を通じて、学校における理解と活用を図った。 ◆教育公務員特例法の改正により、令和5年度から「研修受講履歴を活用した対話に基づく受講奨励」が始まることを受け、教員がキャリアステージに応じて求められる資質能力を確実に身に付けるため、教員が自己目標を立てる際や、学校管理職が学校経営ビジョンに基づく組織的な人材育成に取り組む際など、指標の更なる活用を推進する。
259	◇全国学力・学習状況調査等を活用した学力向上PDCA改善サイクルの一層の推進を図るとともに、全国学力・学習状況調査分析会を開催する。また、分析データの市町教育委員会への提供及び学力向上連絡協議会を開催して市町教育委員会の指導主事における検証を通して、学力向上のための改善プランを提案する。 ◆全国学力・学習状況調査分析会を開催し、県全体の調査結果及び分析結果等を示す。併せて各市町教育委員会・各学校の公表の取組に資するよう、具体的な公表のモデルを示す。また、学力

	向上連絡協議会では、調査外教科の授業改善について協議するとともに、学校訪問等で各学校の授業改善を推進する。
260 261	◇令和4年度は、教務主任連絡協議会において、個別の指導計画の作成において留意することなどについて、「個別の指導計画と学習評価」と題して大学准教授より講演いただくなどして、研修の機会を設けた。 ◆特別支援学校の指導において、子どもの実態把握や学習における目標設定、学習内容における評価の観点の共通理解などは、授業づくりにおける重要な要素となる。したがって、今後も、各種研修会を通じて、特別支援教育の専門性の向上と併せて授業づくりに関わる力の向上に努めていく必要がある。
262	◇小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校教員の年次別研修において、経験段階に応じて「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業の改善及び評価の改善を目指した実践的な研修を実施した。また、授業に関する希望研修や、定期訪問等において各教科や校種に応じた授業力向上の支援を行った。 ◆「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させ、「主体的・対話的で深い学び」の一層の実現に向けた授業改善に資する研修を継続する。また、各研修において、指導と評価の一体化、ICTの活用など、授業力向上に関する研修内容の充実を図る。

4.2.2 生徒指導力の向上

主な取組の進捗状況		◎	○	●	計					
主な取組と対象年代						乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
257	○	【再掲】私立学校教職員研修等事業費助成				■	■	■	□	□
258	○	【再掲】教員の資質能力の向上に関する協議会の開催					■	■	□	□
263	○	教員対象研修の実施 悉皆研修「生徒指導研究協議会」／推薦研修「生徒指導総合研修」					■	■	□	□

取組状況と今後の取組方針	
257	◇取組状況 ◆今後の取組方針 ◇私学団体が、私立学校教職員の資質向上のために実施する研修事業の経費を助成し、私学教育の充実を図るとともに、特色かつ魅力ある私立学校づくりを支援している。 ◆今後とも、教員の資質向上を図るとともに、生徒や保護者の多様な教育のニーズに応え、選択される魅力ある私立学校づくりに資するために、私学団体が実施する研修事業の経費に対して助成を行う。
258 263	◇「静岡県教員育成指標」について、同指標に基づく教員研修の実施、活用を促進するための補助資料の発行、教員採用試験や人事異動方針への反映、学校訪問を通じた周知等を通じて、学校における理解と活用を図った。 ◆教育公務員特例法の改正により、令和5年度から「研修受講履歴を活用した対話に基づく受講奨励」

	励」が始まることを受け、教員がキャリアステージに応じて求められる資質能力を確実に身に付けるため、教員が自己目標を立てる際や、学校管理職が学校経営ビジョンに基づく組織的な人材育成に取り組む際など、指標の更なる活用を推進する。
263	◇改訂された生徒指導提要进行を踏まえ、発達支持的生徒指導の理念等について生徒指導提要进行改訂に関わった方の講演を聞くとともに、研修員同士のグループワークを通じて、具体的な取組等について検討することができた。 ◆今後も、改訂された生徒指導提要进行の理念や、具体的な取組について研修する機会を継続する。その中で、研修員の参加しやすさを高めるため、生徒指導総合研修の一部オンライン化を進めていく。

基本方針5 子ども・若者の健やかな成長に向けた社会環境の整備

5.1 地域、学校、家庭の連携と子育て支援の充実

数値目標（指標）の達成状況

通番	施策	指標	基準値	実績値	目標値	評価
63	5.1.1	家庭教育支援活動を実施した園・学校の割合	(2020年度) 73.0%	(2021年度) 75.1%	毎年度 90%	基準値 以上
64	5.1.2.2	小中学校における地域学校協働本部の整備率（政令市を除く）	(2020年度) 63%	(2022年度) 72%	85%	基準値 以上
65	5.1.3	保育所等待機児童数	(2021年度) 61人	(2022年度) 23人	0人	基準値 以上

5.1.1 家庭教育支援

主な取組の進捗状況		◎	○	○	●	○	計	5	
主な取組と対象年代									
264	○	「家庭の日」の普及啓発					■	■	■
254	○	【再掲】家庭教育支援基礎講座とフォローアップ研修の開催					■	■	■
255	○	【再掲】家庭教育支援チームによる活動の推進					■	■	■
113	○	【再掲】県民生活課と連携による、家庭教育支援員等を通じた情報提供					□	□	□
94	○	【再掲】民生委員・児童委員活動の支援						□	□

取組状況と今後の取組方針

264	◇取組状況 ◆今後の取組方針
254	◇身近な地域において家庭教育を支援する家庭教育支援員の養成及び資質向上のための講座を開催し、市町の家庭教育支援活動の充実・拡大を図り、地域の教育力向上を推進した。また、保護者の学習に関する教材研究を行い、家庭教育講座等の内容の充実を図った。また、企業による家庭教育講座の開催を呼びかけ、令和4年度は8回実施し、36社が参加した。
255	
113	
	◆家庭教育支援員の養成及び資質向上を図るフォローアップ講座を引き続き開催し、家庭教育支援員による保護者の支援に取り組むとともに、社会全体で家庭を支援する気運情勢のため、企業による家庭教育講座の開催も支援していく。また、令和3・4年度に行った家庭教育実態調査の結果を受け、より保護者のニーズに寄り添った家庭教育支援事業を行っていく。

5.1.2 地域づくりの推進と地域全体で子どもを育む環境の整備

5.1.2.1 地域づくりの推進

主な取組の進捗状況		◎	1	○	4	●	0	計	5
主な取組と対象年代									
265	◎	人づくり地域懇談会の開催	■	■	■	□	□		
251	○	【再掲】地域の青少年声掛け運動の展開		■	■	□	□		
266	○	静岡県青少年育成会議による青少年の活動や青少年健全育成支援の顕彰		■	■	■	■		
267	○	静岡県青少年育成会議による「子ども・若者育成支援推進強調月間」の実施	■	■	■	■	■		
268	○	賀茂地域教育振興センターにおける教育の充実の支援		■	■	□	□		

◎・・・265 2022年度の人づくり地域懇談会は、感染防止対策を徹底した上での開催を働きかけた結果、年間289回の開催につながりました。また、参加者数は25,774人となり、前年度(14,401人)より大幅に増加する参加者数となりました。

取組状況と今後の取組方針

265	◇取組状況 ◆今後の取組方針
	◇2022年度は、保護者や地域住民を対象にした「人づくり地域懇談会」を年間289回実施し、25,774人が参加した。また、人づくり推進員の資質向上を図るため「人づくり推進員全体研修会」等を開催するとともに、県内学校や公民館等への「人づくりニュースレター」の配布などを通じて、県民自らが行う人づくりの実践活動を促進した。
	◆人づくり地域懇談会の開催を継続するとともに、人づくり推進員の資質向上やネットワークの強化、オンラインでの開催等による参加者の利便性向上などに取り組むことで、今後も、家庭や地域での

	人づくり実践活動を効果的に促進していく。
266 267	◇地域づくりに貢献している個人・団体を子供・若者育成支援強調月間静岡県大会の席上で表彰した。キャンペーンでは、国立中央青少年交流の家「オープンハウス2022」の来場者に対して、啓発リーフレットや薬物乱用防止の啓発品等の配布、社会教育課事業の紹介等、広報活動を行うことができた。また、同時に「青少年声掛け運動」についての広報活動も行った。 ◆9月に選考委員会を開催し、多くの県民の前で受賞者及び活動の奨励ができるよう、引き続き「子供・若者育成支援推進強調月間静岡県大会」の中で表彰式を行う。強調月間キャンペーンによる県民への広報・啓発を図る。
268	◇賀茂地区校長会研修担当者と、賀茂地区のニーズに合った研修を企画・立案し、令和4年度は研修主任の役割に関する研修と特別支援教育担当者対象の2本の研修を実施した。また、オンラインではなく集合研修で実施できるので、対面の良さを生かし、演習を多く取入れた研修を実施することができ、研修員同士の交流も行うことができた。 ◆今後も賀茂地域教育振興センターと協力し、年2回の研修を実施するとともに、Web聴講(あすなるeゼミナール)を配信し、教職員の学びを支援する。また、ICTを活用した授業方法に関する研修など、演習等の都合上、集合して実施することが望ましい研修については、要望があれば対応し、より一層賀茂地域の振興に努めていく。

5.1.2.2 地域全体で子どもを育む環境の整備

主な取組の進捗状況			◎	0	○	7	●	0	計	7
主な取組と対象年代										
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期			
269	○	すべての学校区において地域学校協働本部の設置を促進、活動支援	□	■	■	■	■			
270	○	地域学校協働活動推進員養成講座の開催	□	□	□	□	□			
271	○	地域と学校の連携協働に関する研修の実施	□	□	□	□	□			
253	○	【再掲】「しずおか寺子屋」の拡大		■	■	■	□			
272	○	「放課後子供教室」の設置促進に向けた、体験活動等の支援		■	■	□	□			
273	○	地域における居場所・学びの場に関わる支援者を対象とした研修会の実施	□	□	□	□	□			
274	○	コミュニティ・スクール研究協議会の開催・研究と成果の発信	□	■	■					

取組状況と今後の取組方針

269	◇取組状況 ◆今後の取組方針
270 271	◇地域学校協働活動を推進するため、地域学校協働本部の設置を促進するよう市町に働きかけ、令和4年度の小中学校における本部の整備率は72%まで上昇した。また、多くの小中学校で地域人材を活用した教育活動が実施された。また、コーディネーターとして地域と学校をつなぐ地域学校協働活動推進員を養成するための研修会を実施し、令和4年度は38人が修了した。 ◆地域学校協働活動推進員の養成講座を引き続き開催し、地域と学校をつなぐ人材を育成すると

	もに、継続的な協働活動が実施できるよう、市町の生涯学習・社会教育主管課及び学校教育主管課と連携して学校と地域のつながりの強化や協働する意識の向上を目指し、活動内容の広報や担当者及び地域の住民向けの研修会を実施していく。
253 272 273	◇地域の民間団体が主催する体験活動に対し補助を行った。令和4年度は農業体験、防災学習体験、通学合宿などの活動を行った28団体を補助し、子どもたちと地域との関わりも含め、様々な体験や交流の機会を創出することができた。アンケート結果では、70%の参加者が自信や成長を感じたと回答した。また、主催者も事業を実施することで子どもたちのコミュニケーション能力の向上等に効果があった等の回答を寄せている。 ◆コロナ禍により停滞していた子どもの様々な体験活動の機会や異学年・異世代との交流の場を従前のように活発にするため、今年度も引き続き地域の民間団体への補助を実施していくとともに、市町や各種団体に対する広報活動を積極的に行い、より多くの団体が補助金を活用した体験活動の機会を持つことができるように支援していく。
274	◇令和5年3月時点で、21市町に学校運営協議会が導入されている。未導入地区の市町へ訪問し、導入に向けての具体的な支援の方策を立てることができた。導入地区への支援も継続して行う。 ◆連絡協議会や推進協議会において、未導入地区への導入促進や導入地区への継続的なサポートを行う。また、事前調査を行い、各市町の実態や課題を把握した上で、出前講座において実態に即した支援を行う。

5.1.3 子育て支援の充実

主な取組の進捗状況		◎	1	○	4	●	2	計					7
主な取組と対象年代								乳 幼 児 期	学 童 期	思 春 期	青 年 期	ポ ス ト 青 年 期	
275	●	「ふじさんっこ応援隊」参加の促進・活動の拡充、県民への周知				■	■	■					
276	●	「しずおか子育て優待カード事業」協賛店舗の拡充、県民への周知				■	■	■					
277	◎	イクボス養成講座等の開催				■	■				□	■	
278	○	保育所、認定こども園、放課後児童クラブの整備等の促進				■	■						
279	○	「地域子ども・子育て支援事業」の円滑な実施促進				■	■						
280	○	放課後児童クラブの円滑な実施促進					■						
35	○	【再掲】老人クラブと連携した世代間交流の促進				■	■	■					

- ◎・・・277 講座参加人数目標値の400人を超える526人の参加があり、子育てに温かい職場環境づくりの機運醸成につながった。
- ・・・275 ふじさんっこ応援キャンペーン等のイベントにおいて、応援隊への登録を促進するための周知を行っているが、応援隊の団体数は伸び悩んでいる。今後もイベント等における周知を継続し、登録の促進を図る。
- 276 令和4年度末の協賛店舗数は6887店舗であり、目標とする7968店舗を大きく下回っている。これはコロナ禍や物価高騰の影響により、協賛店舗が減少していることが原因であると考えられる。

取組状況と今後の取組方針

278	<p>◇取組状況 ◆今後の取組方針</p> <p>◇保育所等の利用申込者が年々増加傾向にある中、施設整備を着実に進め認定こども園を中心に定員が拡大した。その結果、保育所等待機児童は着実に減少している。</p> <p>◆施設整備を促進した結果、待機児童は着実に減少しているが、保育士不足を要因とする待機児童が発生しており、保育士の確保をさらに進める必要がある。引き続き保育士の離職防止と定着促進に取り組むとともに、今後の施設整備においては、地区や年齢による保育ニーズの偏り等地域の実情を的確に把握した上で必要な整備を実施していく。</p>
-----	--

5.2 良好な社会環境の整備

数値目標（指標）の達成状況

通番	施策	指標	基準値	実績値	目標値	評価
66	5.2.2.1	ケータイ・スマホルールアドバイザーによる啓発人数	(2020年度) 9,679人	(2022年度) 10,478人	毎年度 18,000人	基準値 以上
67	5.2.2.2	依存症相談支援に携わる従事者向け研修の参加人数	(2017～2020年度) 累計 258人	(2022年度) 75名	(2022～2025年度) 累計 316人	基準値 以上

5.2.1 社会環境の整備

主な取組の進捗状況		◎	○	●	計					
主な取組と対象年代						乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
281	○					□	■	■	■	□
282	○					■	■	■	■	□
283	○					□	■	■	□	□
284	○					■	■	■	□	□
285	○					■	■	■		
286	○					□	■	■	■	□
287	○					□	■	■	□	□

取組状況と今後の取組方針

281	◇取組状況 ◆今後の取組方針
282	◇市町や関係機関・団体と連携し、条例に基づく立入調査を行ったほか、静岡県環境整備審議会を

283	開催し、優良図書類の推奨や有害図書の指定を進め、良好な環境の整備を行った。
284	◆スマートフォン等の急速な普及やインターネット利用の低年齢化など、青少年を取り巻くインターネット
285	環境の変化に対応するため、引き続き有害情報への対策を進めるとともに、関係機関・団体と連
286	携し、青少年の健全育成に取り組む。
287	

5.2.2 ネット依存や依存症等への対応

5.2.2.1 ネット依存への対応

主な取組の進捗状況		◎	○	○	●	1	計	10			
主な取組と対象年代							乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
288	○							□	■	■	■
289	○							□	■	■	■
290	○							■	■	□	□
291	○						■	■	■	■	■
292	○							■	■		
293	○						■	■	■	■	■
294	○							■	■		
295	○							■	■		
296	●						■	■	■	■	■
297	○							■	■	■	■

●・・・296 財源確保が困難であったため。

取組状況と今後の取組方針	
288	◇取組状況 ◆今後の取組方針
289	◇静岡県内のネットやゲームへの依存傾向にある方の家族、教育関係者、行政関係者及び県民を対象に、ゲーム障害・ネット依存に関する基本的な説明、本県の取組及び参加者によるグループワークを県内6箇所で開催するとともに、「ゲーム障害」の疑いがある本人に対して、依存症専門医療機関と連携し、本人とその家族を対象とする回復を目指すためのプログラムを県内4箇所で開催した。 ◆スマートフォンの普及やコロナ禍の影響等により、インターネットの利用時間が増え、ゲーム障害・ネット依存傾向にある方が増加する恐れがあることに加え、ゲーム障害は精神疾患であるとの認識を

	持ちにくく、専門医療機関も少ないため、必要な支援を十分に受けられていない状況にあることから、引き続きワークショップ及び回復支援プログラムを開催し、ゲーム障害に係る理解促進及び医療的支援を行う。
290	◇県内小・中学校を対象に、携帯電話会社等と連携し、児童・生徒・保護者・教職員を対象とした小中学校ネット安心・安全講座を実施した。また、親子でネット使用時のルールを決める大切さを啓発するため、スマホルールアドバイザーを養成するとともに、「親子で話そう！！我が家のスマホルール」リーフレットを作成し、新中学1、2年生に配布した。 ◆引き続き県内小・中学校を対象に、携帯電話会社等と連携し、児童・生徒・保護者・教職員を対象とした小中学校ネット安心・安全講座を実施する。また、親子でネット使用時のルールを決める大切さを啓発するため、スマホルールアドバイザーの養成研修を実施するとともに、啓発用資料としてリーフレット、クリアファイル等を作成する。
291	
292	

5.2.2.2 依存症等への対応

主な取組の進捗状況		◎	0	○	2	●	0	計					2
主な取組と対象年代								乳 幼 児 期	学 童 期	思 春 期	青 年 期	ポ ス ト 青 年 期	
298	○	静岡県依存症対策連絡協議会の開催								□	■	■	
299	○	医療従事者向け研修の開催								□	■	■	

取組状況と今後の取組方針	
298	◇取組状況 ◆今後の取組方針
299	◇県内の依存症者の支援について関係機関と密接に連携しながら協議・検討を図る場として、静岡県依存症対策連絡協議会を開催したほか、精神保健福祉センターにおいて、依存症患者が適切な医療・相談を受けられるよう、医療従事者、相談支援者向けの研修を実施した。また、依存症に関する普及啓発として、各種リーフレットの送付や県民向けの依存症フォーラムを実施した。 ◆関係機関との連携強化を図るため、引き続き静岡県依存症対策連絡協議会を開催する。また、近年性依存や買い物依存等のほか、複数の依存(クロスアディクション)を抱えている方の相談が増加していることなどから、相談支援者において依存症者の早期発見、対応を適切に行えるよう、引き続き相談支援従事者向けの研修を実施する。



ふじのくに若い翼プラン

—第4期静岡県子ども・若者計画—

令和4年度 進捗状況報告書

事務局

静岡県教育委員会社会教育課

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

TEL 054-221-3160 FAX 054-221-3362

メール kyoui_shakyo@pref.shizuoka.lg.jp

ホームページ

[https://www.pref.shizuoka.jp/kodomokyoiku/school/
kyoiku/shakaikyoiku/index.html](https://www.pref.shizuoka.jp/kodomokyoiku/school/kyoiku/shakaikyoiku/index.html)